

環境・社会報告書 2019

新光電気工業株式会社

SHINKO Way

SHINKO Way は、社会における新光電気グループの存在意義、大切にすべき価値観、および日々の活動において全世界の社員がどのように行動すべきかの原理原則を示したものです。新光電気グループは、SHINKO Way の実践を通じ、グループとしてのベクトルを合わせ、企業価値を持続的に向上させてまいります。

私たちは、お客様や社会に製品やサービスを提供することを通じて、世界中の人々の豊かな生活の実現に貢献するとともに、社員一人ひとりが SHINKO Way を実践することにより、企業としての社会的責任を果たし、社会の健全な発展に寄与することを目指しています。

企業理念

技術力	当社は創業以来「技術開発」を経営の最重点指針の一つとして掲げてきました。新しいテクノロジーの開発とその蓄積を原動力として、さらなる飛躍に挑戦します
ものづくり	企業の利益の源泉たる製造現場に、知恵と創意を結集し、世界一のものづくりを目指します
発展性	めざましい進歩を続けているエレクトロニクス分野で、常に創造への情熱と未来への夢を抱きながら、限りなき発展を目指します
国際性	国際企業の一員として、グローバルに多様化するニーズに応え、国際社会での共存共栄を念頭に置いた事業展開を図っていきます
温かさ	社会そして企業は人間の集団であり、人間の存在を忘れては成り立ちません。いつも「人への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進していきます

創業者精神

質素儉約

現場主義

片手にロマン、片手にソロバン

温かさ

企業指針

目指します

社会・環境	社会に貢献し地球環境を守ります
利益と成長	お客様、社員、株主の期待に応えます
株主・投資家	企業価値を持続的に向上させます
グローバル	常にグローバルな視点で考え判断します

大切にします

社員	多様性を尊重し成長を支援します
お客様	かけがえのないパートナーになります
お取引先	共存共栄の関係を築きます
技術	新たな価値を創造し続けます
品質	お客様と社会の信頼を支えます

行動指針

良き社会人	常に社会・環境に目を向け、良き社会人として行動します
お客様起点	お客様起点で考え、誠意をもって行動します
三現主義 チャレンジ	現場・現物・現実を直視して行動します 高い目標を掲げ、達成に向けて粘り強く行動します
スピード	目標に向かって、臨機応変かつ迅速に行動します
チームワーク	組織を超えて目的を共有し、一人ひとりが責任をもって行動します

行動規範

- 人権を尊重します
- 法令を遵守します
- 公正な商取引を行います
- 知的財産を守り尊重します
- 機密を保持します
- 業務上の立場を私的に利用しません

Contents

SHINKO Way	1
Contents・編集方針・お問い合わせ先	2
新光電気グループ概要	3-5
トップメッセージ	6
SDGs への取り組み	7
CSR 活動マネジメント	8-12

環境課題への取り組み

Environment

環境への配慮 13-21

社会課題への取り組み

Social

人権・多様性の尊重 22-26 / 労働・安全衛生 27-29 / 地域社会への貢献 30-32
技術・ものづくりによるお客様・社会への貢献 33-34 / サプライチェーンによる社会的責任の推進 35-37

ガバナンス

Governance

コーポレート・ガバナンス 38-40 / コンプライアンス 41-43 / リスクマネジメント 44-48

財務・非財務データ	49-53
重要性の評価・重要課題の選定	54
ステークホルダーとのコミュニケーション	55
GRI スタンダード対照表	56-60

編集方針

本報告書は、新光電気グループにおける「環境」「社会」「ガバナンス」を中心とした活動について、ステークホルダーの皆様にご理解いただくことを目的として、毎年発行しています。

【対象期間】

2018 年度（2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日まで）の活動を中心に、一部それ以前の取り組みや直近の活動を含みます。

【対象範囲】

原則として新光電気グループ全体について掲載していますが、グループ全体を把握できていない項目については、個別に対象範囲を記載しています。新光電気工業株式会社を含む全グループ会社を「新光電気グループ」、新光電気工業株式会社を含む国内のグループ会社を「新光電気グループ（国内）」、新光電気工業株式会社を「当社」と表記しています。

【発行日】

2019 年 9 月（次回発行予定：2020 年 9 月 前回発行：2018 年 9 月）

【参考ガイドライン】

- ・GRI Sustainability Reporting Standards
- ・環境省 環境報告ガイドライン（2018 年版）
- ・環境省 環境会計ガイドライン 2005 年版

お問い合わせ先

新光電気工業株式会社

〒381-2287 長野県長野市小島田町 80

経営企画室 広報 IR 部（電話 026-283-6450）

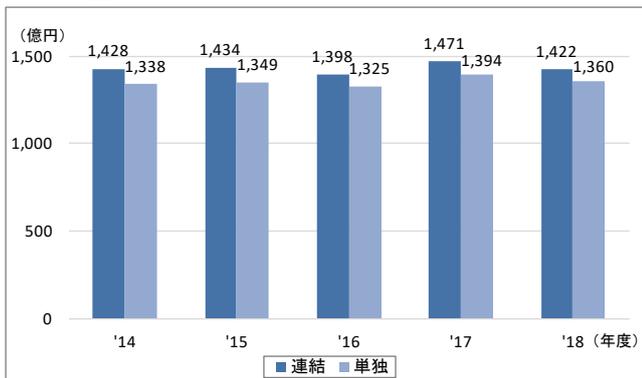
環境管理統括部 環境技術部【環境関連事項】（電話 026-283-2955）

新光電気グループ概要

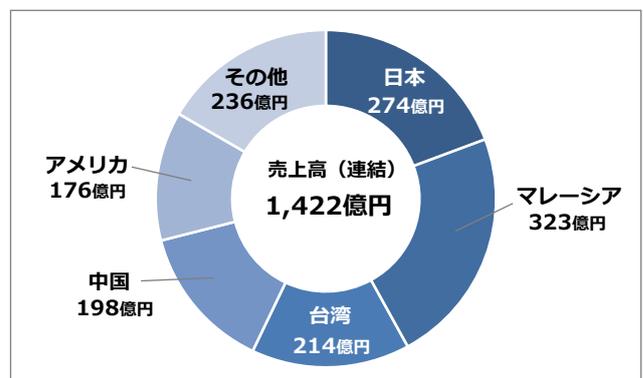
商号	新光電気工業株式会社 (SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES CO., LTD.)
本社所在地	長野県長野市小島田町 80 番地
設立	1946 年 (昭和 21 年) 9 月 12 日
資本金	242 億 2 千 3 百万円 (2019 年 3 月 31 日現在)
決算期・上場市場	3 月 31 日・東京証券取引所第一部
連結子会社 (10 社)	国内 (2 社) 新光パーツ株式会社 (長野県長野市) 新光テクノサーブ株式会社 (長野県長野市) 海外 (8 社) KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (略称 KSM : 大韓民国) SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM : マレーシア) SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (SEW : 中華人民共和国) SHINKO ELECTRIC AMERICA, INC. (SEA : アメリカ合衆国) SHINKO ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD. (SES : シンガポール共和国) KOREA SHINKO TRADING CO., LTD. (KST : 大韓民国) TAIWAN SHINKO ELECTRONICS CO., LTD. (TSE : 台湾) SHANGHAI SHINKO TRADING LTD. (SST : 中華人民共和国)
関連会社 (1 社)	SHINKO MICROELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD. (SMT : タイ王国)

売上高

<売上高推移>

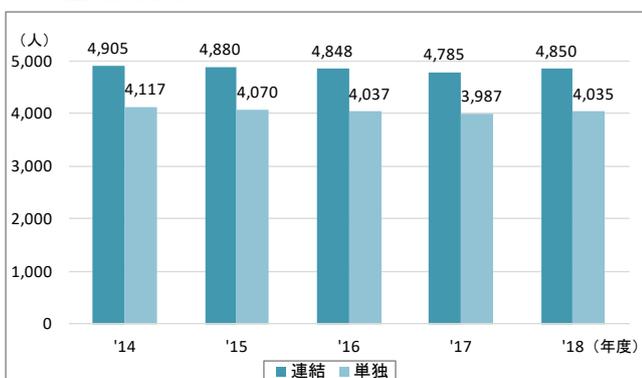


<地域別売上高 (2018 年度) >

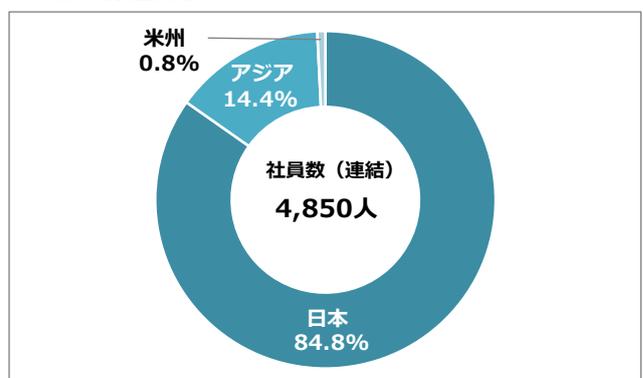


社員数

<社員数推移>

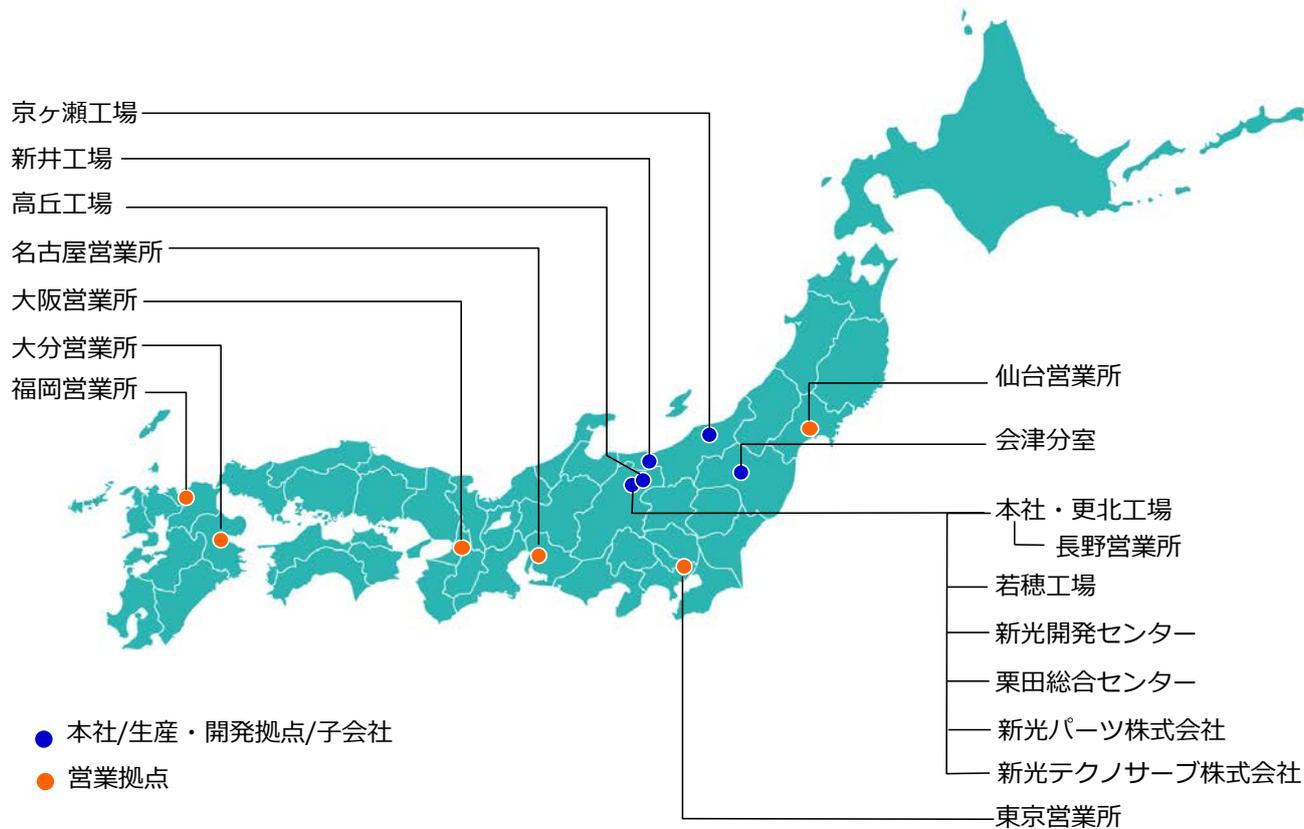


<地域別社員割合 (2019 年 3 月末) >



事業拠点

<国内事業所>



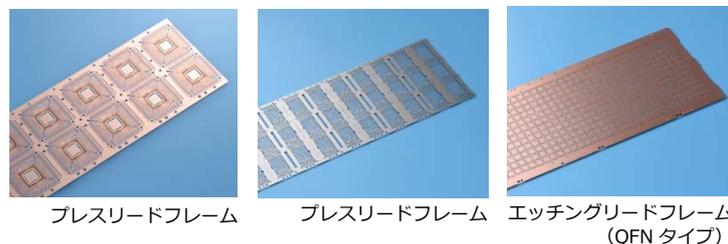
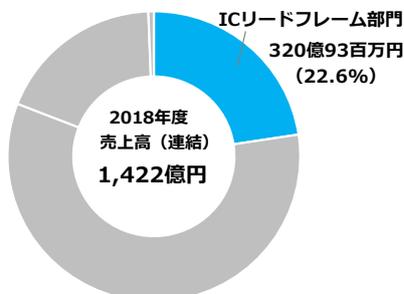
<海外事業所>



部門別概況

ICリードフレーム部門

ICリードフレーム部門は、プレスリードフレームとエッチングリードフレームから構成されています。金属を素材とするリードフレームは信頼性に優れており、幅広い用途に使用されています。



プレスリードフレーム

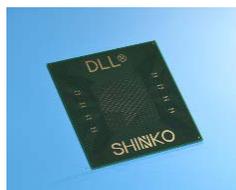
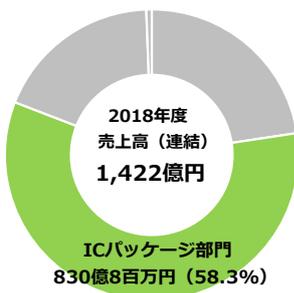
プレスリードフレーム

エッチングリードフレーム (QFN タイプ)

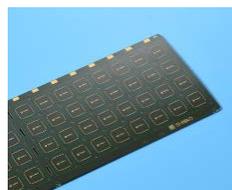
主な用途：スマートフォン、自動車、パソコン、家電・産業用等

ICパッケージ部門

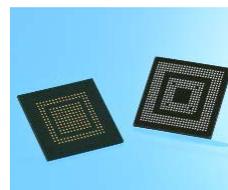
ICパッケージ部門は、フリップチップタイプパッケージやプラスチックBGA基板、ヒートスプレッダー、IC組立等から構成されています。パソコンやサーバー、スマートフォン向けのほか、近年は自動車向けなどにも使用されています。



フリップチップタイプ
パッケージ



プラスチック BGA 基板

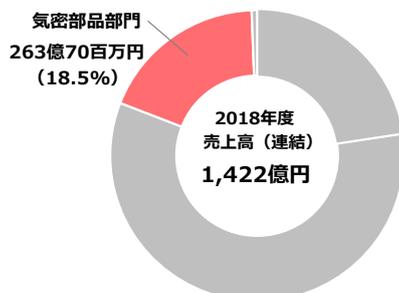


IC組立

主な用途：パソコン、サーバー、スマートフォン、民生機器等

気密部品部門

気密部品部門は、セラミック静電チャックとガラス端子から構成されています。セラミック静電チャックは半導体製造装置向けに、ガラス端子は自動車や光学機器向けなどに使用されています。



セラミック静電チャック



光学機器用ガラス端子



光通信用ガラス端子

主な用途：半導体製造装置、自動車、民生機器、通信機器等

トップメッセージ



次世代移動通信規格（5G）の実用化等を背景に、今後一層の活用の進展が見込まれる IoT・AI 関連市場や、自動運転・EV（電気自動車）等の技術開発が加速する自動車市場をはじめとして、半導体の進化に裏付けされた技術革新が、私たちの生活や社会に大きな変化をもたらすことが期待されています。こうした経済・社会の大きな変革期にあつて、新光電気グループは、創業以来蓄積してきた要素技術を基盤とする多彩な製品を世界中のお客様に提供することを通じて、人々の豊かな生活を支えるとともに、複雑化する社会課題に積極的に取り組むことにより、企業市民としての社会的責任を果たすことを目指しています。

近年、ステークホルダーにおける企業に対する期待の多様化に伴い、財務的な要素に加え、気候変動や社会課題への取り組み、企業統治などの ESG（環境・社会・ガバナンス）要素に対する姿勢や活動の観点からも、一層企業が評価、選別される時代になっています。また、国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」やパリ協定等により、持続的に成長する世界の実現に向けて、企業に求められる役割や責務はさらに増えています。

新光電気グループは、環境負荷低減をはじめとする ESG 側面と企業活動の調和をはかることを念頭に、これまで事業運営を行ってきました。こうした当社グループの姿勢や活動は、SDGs やパリ協定等が目指す世界の実現に向けた取り組みとも符合するものと認識しており、今後、活動のさらなる充実、深化をはかってまいります。

中でも、企業の社会的責務として、新光電気グループは環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、ものづくりを通じて地球環境の維持向上に貢献することを目指してまいりました。さらに、2019 年度より始まる「第 9 期環境行動計画」においては、中長期的な環境目標策定にあたり、SDGs の視点も新たに取り入れ、改めて活動の強化をはかることとしました。今後も、引き続き環境負荷低減にグループ全体で取り組み、ひいては地球環境への貢献を果たしてまいります。

事業活動を通じて地域社会や国際社会に貢献することは、創業時より受け継がれてきた新光電気グループの DNA であり、こうした企業理念や指針、大切にすべき価値観を具体化したものが「SHINKO Way」です。今後も、「SHINKO Way」の実践を通じて、持続的に企業価値を向上させ、社会の健全な発展に寄与するとともに、社会において信頼される企業であり続けるべく、ESG におけるさまざまな活動に注力してまいります。

皆様におかれましては、ここに紹介する新光電気グループの取り組みにご理解をいただき、さらなるご支援とご鞭撻をいただければ幸いです。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

藤田 正美

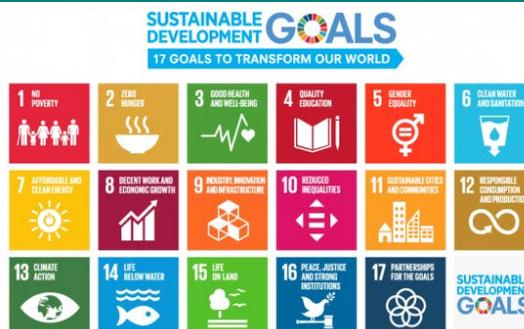
SDGs への取り組み

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)

2015年9月、国連本部で開催された「持続可能な開発サミット」において、国連加盟国は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択しました。そのアジェンダに含まれているのが、2016年から2030年までを対象期間とする「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」です。

SDGsは、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、途上国や先進国に関わらず世界共通の課題として、地球上の誰一人取り残さないことを目指しています。

SDGsでは、各国の政府や地方自治体、国際機関、地域組織、教育機関等による活動推進に加え、民間セクターも重要な役割を果たすことが期待されています。



新光電気グループにおけるSDGs推進

当社は、1946年（昭和21年）に、戦後の混乱期にあって地域の雇用を守ることを主な目的として、使えなくなった電球の再生・リサイクル事業からスタートしました。新光電気グループは、その後も今日に至るまで、地域社会との共生や地球環境への配慮、人への温かさ等を常に念頭においた事業運営を一貫して行ってきました。

地域への貢献や資源の有効活用を目的として創業した当社のルーツより、今日に至るまでの経営における理念や姿勢は、気候変動への対応や持続可能な生産消費形態の確保、働きがいのある人間らしい雇用の促進をはじめとして、SDGsの目標とも方向性を同じくするものです。

新光電気グループは、今後もステークホルダーの方々とのコミュニケーション等を通じ、当社グループが果たすべき役割への認識を深め、持続可能な社会の実現に貢献すべく、SDGsの達成に向けた取り組みを進めてまいります。

なお、SDGs目標に対する新光電気グループの主な取り組みは、以下の通りです。

SDGs 目標		新光電気グループの主な取り組み
	ジェンダー平等の達成	◆女性の活躍推進に向けた取り組み (キャリア形成支援・就労環境整備等)
	持続可能な経済成長と働きがいのある人間らしい雇用	◆人権尊重の取り組み ◆多様性尊重、ワークライフバランスの取り組み ◆安全・快適な職場環境づくり
	持続可能な生産消費形態確保	◆原材料・水資源の使用量削減の取り組み ◆廃棄物排出量削減の取り組み ◆化学物質排出量削減の取り組み
	気候変動とその影響を軽減するための緊急対策	◆CO ₂ 排出量削減の取り組み ◆資源・エネルギー使用量削減の取り組み ◆グリーン調達活動の推進
	陸域生態系保護、生物多様性損失防止	◆「森林（もり）の里親促進事業」への参画 ◆使用済みプリペイドカード等の寄付を通じた植林活動への貢献

CSR 活動マネジメント

当社では、SHINKO Way 企業指針に沿った目標を毎年設定のうえ、活動を展開しています。

なお、目標設定にあたっては、選定した重要課題もふまえた目標を推進部門において設定しています。

2018 年度活動目標および実績

SHINKO Way 企業指針	テーマ	2018 年度目標	2018 年度実績	SDGs 目標
社 会 ・ 環 境	環境負荷低減活動の推進	● CO ₂ 排出量削減 基準年度比 16.4%増に抑制	● CO ₂ 排出量削減 12.6%増に抑制	    
		● 廃棄物発生量削減 基準年度比 48.9%増に抑制	● 廃棄物発生量削減 29.6%増に抑制	
		● 水資源使用量削減 基準年度比 1.3%分の削減施策積み上げ	● 水資源使用量削減 1.33%分の削減施策積み上げ	
		● グリーン調達活動推進 ・二次取引先を持つ一次取引先 100%への依頼・支援 ・対象取引先 100%への調査実施 ・調査票回収率 90%	● グリーン調達活動推進 ・二次取引先を持つ一次取引先 への依頼・支援：100% ・対象取引先への調査実施： 100% ・調査票回収率 100%	
	環境・安全リスク低減の推進	● KY（危険予知）活動の推進	● メンテナンス作業時における KY 実施（各工場）	
		● 環境・安全リスク低減	● 安全総点検年間計画に基づく点検実施	
	地域環境保全活動の実施	● 飯綱町「森林（もり）の里親促進事業」における労使共催による環境ボランティア活動の実施	● 飯綱町「森林（もり）の里親促進事業」において植樹等実施（6月、10月）	
		● 各工場における環境美化活動の実施	● 各工場美化活動実施（6、9、10月）	
	地域社会との共生・対話	● 地域行事への参加により地域住民の方との交流をはかり、地域活性化に貢献する	● 各種地域行事への協賛、夏祭りへの参加、地域自治体との対話	
		● 工場見学の受入れにより地域社会との交流をはかる	● 近隣住民・学生等による工場見学の受入れ	
株主・投資家 利益と成長	ガバナンス強化による企業価値向上	● コーポレートガバナンスコード原則への対応における取り組みの推進、コード改訂に伴う対応	● コーポレートガバナンスコード原則への対応：取り組み内容充実、改訂項目対応検討、開示	
	株主・投資家とのコミュニケーション充実	● 株主・投資家との建設的な対話促進施策の検討・実施	● IR フォーラム参加、機関投資家訪問による個別説明実施等	
		● 株主・投資家への情報発信の強化	● IR ウェブサイト情報開示充実、ディスクロージャールール遵守等	

SHINKO Way 企業指針	テーマ	2018 年度目標	2018 年度実績	SDGs 目標
株主・投資家 利益と成長	リスクマネジメント	● 重要リスク把握、事前対策検討・見直し	● 潜在リスク調査、マネジメントレビュー実施	
		● 緊急時対応体制確立、社員への教育・訓練の継続的实施による安全確保	● 消防関係訓練、緊急訓練、全社一斉自衛消防・避難訓練、その他各種訓練実施	
		● 建物・設備の安全対策強化	● 建物耐震補強、生産設備転倒防止対策実施	
		● 社員リスク意識向上、事業継続マネジメント（BCM）推進	● 全社事業継続マネジメント教育、階層別教育実施	
グローバル	能力開発の機会提供・積極的支援	● グローバル人材育成に向けた教育プログラムの拡充	● 社内外国語講座拡充、選抜型外部研修派遣、社内 TOEIC 実施拡充等	 
	海外拠点コンプライアンス体制強化	● グローバル・コンプライアンス・プログラム（GCP）に沿ったコンプライアンス強化	● 関係者向けコンプライアンス集合教育、全拠点におけるコンプライアンス e-Learning 実施	
		● コンプライアンスリスク把握、対策実施によるリスク低減	● 各拠点へのヒアリングによるリスク把握、対策・フォロー実施等	
社員	個人の生活と仕事の調和に配慮した活力ある企業風土づくり	● 働き方改革への取り組み強化	● 労使会議における協議に沿った、長時間労働削減、休暇取得促進、その他各種制度要件緩和等による活動推進	  
		● 女性の活躍推進に向けたキャリア形成支援・就労環境整備	● 階層別教育内容充実、管理職意識向上に向けた教育実施、各種キャリア形成セミナー実施	
	能力開発の機会提供・積極的支援	● 将来を担う人材育成教育の充実	● 選抜型外部研修への派遣拡充、外部講師活用等による階層別教育の拡充	
	安全衛生・防火防災活動の推進、災害のない安全・快適な職場環境の実現	● 安全衛生・防火防災関連法令・規則・要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動の推進	● 管理マニュアルに基づく活動推進、化学物質取り扱いに関する啓発・教育実施、危険有害業務従事関連周知・点検等	
		● 社員一人ひとりの安全意識向上、職場の 5S※活動の強化・推進	● 全社安全教育（現場巡回教育、e-Learning）、定期的な職場巡回・点検、交通安全啓発活動・教育・指導等	
		● 危険・有害要因の特定・評価による継続的なリスク低減活動の推進	● リスクアセスメント実施（安全週間、化学物質、長期連休前）、リスク抽出・改善、類似災害防止対応等	
		● 社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防の推進	● 特定保健指導、ストレスチェックフィードバック・職場改善スキル開発研修、長時間残業抑止対応	

※ 5S：整理、整頓、清掃、清潔、躰

SHINKO Way 企業指針	テーマ	2018 年度目標	2018 年度実績	SDGs 目標
お客様	お客様起点、お客様との長期的信頼関係の構築	● 安全保障輸出管理体制に関する関係部門への周知・教育によるコンプライアンス意識向上	● 安全保障輸出管理体制に関する関係部門担当者への教育、階層別研修における教育実施	
		● お取引先への資材方針の周知	● 国内・海外全お取引先への周知実施	
お取引先	サプライチェーン全体における CSR 推進	● 主要お取引先を対象とした CSR アンケート実施	● 主要お取引先への CSR アンケート・フィードバック実施（実施率 100%）	  
		● 構内請負お取引先を対象とした CSR 状況確認	● CSR アンケートに基づく実態確認（年 2 回・実施率 100%）	
		● 新規お取引先への資材方針周知、評価の仕組みづくり	● 未対応により次年度へ活動持越し	
		● RMI※ ¹ テンプレートを使用した原材料源流調査、デューデリジェンス推進	● RMI テンプレートを使用したアンケート調査実施、調査結果に基づくヒアリング、リスク評価、調達率改善要請（CFS※ ² 調達率 100%）	
購入品 BCP※ ³ 調査、BCP 構築推進	● BCP アンケート調査、BCP 構築によるリスク低減	● BCP アンケート調査実施、調査結果に基づくヒアリング、リスク評価、リスク改善要請		

※1 RMI : Responsible Minerals Initiative

※2 CFS : Conflict-Free Smelter

※3 BCP : Business Continuity Plan

2019 年度活動目標

SHINKO Way 企業指針	テーマ	2019 年度目標	SDGs 目標
社 会 ・ 環 境	環境負荷低減活動 の推進	●CO ₂ 排出量削減 154,924 トン-CO ₂ 以下	  
		●廃棄物発生量削減 4,676 トン以下	
		●水資源使用量削減 基準年度比 0.5%分の削減施策積み上げ	
		●グリーン調達活動推進 (CO ₂ 排出量削減・水資源保全) ・対象取引先 100%への環境調査実施 ・調査票回収率 90%以上 ・二次取引先を持つ一次取引先 100%への CO ₂ 排出量削減依頼・支援	
	環境・安全リスク低 減の推進	●KY (危険予知) 活動の推進	
		●環境・安全リスク低減	
	地域環境保全活動 の実施	●飯綱町「森林 (もり) の里親促進事業」における労使共催による 環境ボランティア活動の実施	
		●各工場における環境美化活動の実施	
	地域社会との共生・ 対話	●地域行事への参加により地域住民の方との交流をはかり、地域活 性化に貢献する	
		●工場見学の受入れにより地域社会との交流をはかる	
株 主 ・ 投 資 家 利 益 と 成 長	コーポレートガバナン ス強化	●コーポレートガバナンスコード原則への対応における取り組みの推 進、情報の開示	
	株主・投資家とのコ ミュニケーション充 実・強化	●株主・投資家との建設的な対話促進、情報発信の充実	
	コンプライアンス 強化	●個人情報保護の強化	
		●コンプライアンスリスク軽減施策実施	
	リスクマネジメント	●リスク管理	
		●全社防災体制の強化	
		●事業継続の取り組み	
		●情報管理の強化	

SHINKO Way 企業指針	テーマ	2019 年度目標	SDGs 目標
グローバル	能力開発の機会提供・積極的支援	●グローバル人材養成に向けた教育プログラムの拡充	
	海外拠点コンプライアンス体制強化	●グローバル・コンプライアンス・プログラム（GCP）に沿ったコンプライアンス強化、コンプライアンスリスク把握、対策実施	
社員	個人の生活と仕事の調和に配慮した活力ある企業風土づくり	●働き方改革への取り組み強化	
		●女性の活躍推進に向けたキャリア形成支援・就労環境整備	
	能力開発の機会提供・積極的支援	●将来を担う人材育成教育の充実	 
		●法令等を順守した安全衛生・防火防災活動の推進	
		●社員の安全意識向上、職場の5S ^{※1} 活動の強化・推進	
		●継続的なリスク低減活動の推進	
安全衛生・防火防災活動の推進、災害のない安全・快適な職場環境の実現	●社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防の推進		
お客様	お客様起点、お客様との長期的信頼関係の構築	●安全保障輸出管理体制に関する関係部門への周知・教育によるコンプライアンス意識向上	
お取引先	サプライチェーン全体におけるCSR推進	●お取引先への資材方針の周知	 
		●主要お取引先を対象としたCSRアンケート実施	
		●構内請負お取引先を対象としたCSR状況確認	
		●新規お取引先への資材方針周知、評価の仕組みづくり	
	紛争鉱物調査・デューデリジェンス推進	●RMI ^{※2} テンプレートを使用した原材料源流調査、デューデリジェンス推進	
	購入品BCP ^{※3} 調査、BCP構築推進	●BCPアンケート調査、BCP構築によるリスク低減	

※1 5S：整理、整頓、清掃、清潔、躰

※2 RMI：Responsible Minerals Initiative

※3 BCP：Business Continuity Plan

環境への配慮

美しい地球環境が次世代へと受け継がれるよう、新光電気グループは、環境保全を経営の最重要事項の一つと位置づけ、計画的かつ継続的に活動を展開しています。

環境方針

次世代へ引き継ぐ“豊かな環境”と“豊かな社会”への貢献を目指し、地球環境に対する私たちの責務を環境方針として掲げています。

環境方針

SHINKO Wayの理念に基づき、地球環境と企業活動の調和をはかり、
「ものづくり」を通じて地球環境の維持向上に貢献する。

【行動指針】

1. 環境課題は事業継続の根幹と考え、環境負荷を低減する。
2. 自然環境の汚染と健康被害につながる環境リスクを予防する。
3. 国内外の環境規則および要求事項を順守し、社会的責任を遂行する。
4. 環境パフォーマンスを向上させるため、環境マネジメントシステムの継続的改善をはかる。
5. 気候変動対策や生物多様性保全、資源の有効利用などの地球環境保全に貢献する。

この環境方針を達成するために環境目的・目標を設定するとともに、環境方針および環境目的・目標の見直しを年1回以上行う。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長



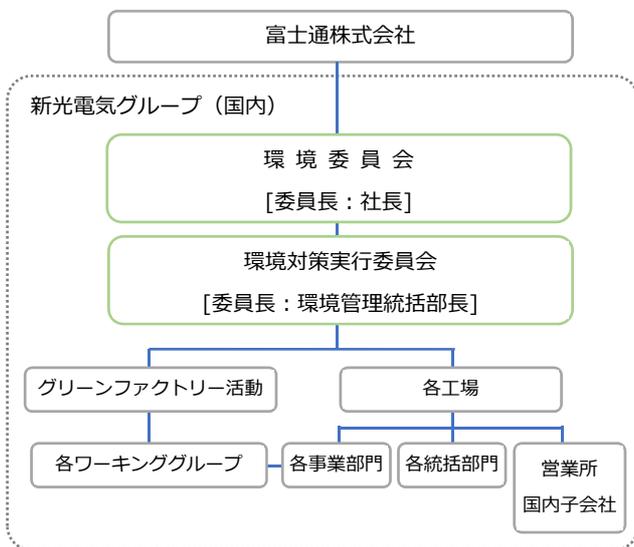
環境マネジメントシステム

新光電気グループ（国内）では、「環境方針」のもと環境に配慮した事業活動を実践するため、環境マネジメントシステムを構築し、PDCA サイクルを通じて継続的改善と環境パフォーマンスの向上に努めています。ISO14001 については、新光電気グループ（国内）は富士通グループとして統合認証を取得、海外の生産子会社は各社において認証を取得しています。ここでは、新光電気グループ（国内）の活動内容についてご報告します。

推進体制

環境経営を推進するため、社長を委員長とした「環境委員会」を設けています。同委員会では、環境対策に関わる最高審議機関として、環境経営に関する事項の立案・審議・決定を行っています。

環境委員会の下部組織として、「環境対策実行委員会」を設置し、環境目標達成のため、活動の進捗等の審議を行っています。このような推進体制に基づき環境マネジメントシステムの維持・向上をはかり、環境負荷低減活動と事業活動を一体化する取り組みを推進しています。



環境課題の把握

環境に配慮したより良い事業活動を実践するため、環境に関連する課題やステークホルダーによる要求事項を明確にし、リスク(有害な影響)および機会(有益な影響)について年1回評価を実施しています。その結果を環境課題ととらえ、環境マネジメントシ

ステムの計画に反映させ、課題解決に向けた活動を展開しています。

環境監査

毎年、社内および富士通グループによる内部環境監査を行い、環境マネジメントシステムの有効性および法令順守の確認を実施しています。

監査は、環境マネジメントシステム審査員 (ISO14001 の適合性を審査できる有資格者) を含む内部環境監査員によって行われ、内部監査を通じてマネジメントシステムの継続的改善をはかっています。

環境関連法規制への対応

環境関連法令・県市条例のほか、公害防止協定・業界指針・お客様からの環境要求等への順守に努めています。

2018 年度において、法規制違反や環境に重大な影響を与える事故の発生はありませんでした。

環境教育

企業活動を行ううえでも、社会人として生活するうえでも、社員一人ひとりが常に環境に配慮した行動をするよう、国内のすべての社員を対象とした環境教育を定期的に行っています。2018 年度は教育資料に SDGs を盛り込み、「持続可能な発展」につながるよう社員の意識向上に努めました。

また、業務内容や階層にあわせた環境教育も行っています。その一例として、新たにマネジメントに参画する新任管理職を対象とした研修では、環境負荷低減活動はコスト削減に直結していることを認識させるなど、環境保全を念頭においたマネジメントの意義等に焦点をあてた教育内容としています。

環境啓発活動

社員向けに、季節にあわせた身近なテーマや、当社を取り巻く環境課題など、さまざまな情報を毎月発信しています。また、省エネルギー活動については、省エネ現場検討会の様子や、取り組み事例を「省エネニュース」として発行し、社内に情報共有しています。そのほか、環境部門 WEB サイトでは、環境部門からの一方向的な情報発信にならないよう、社員からの意見・要望を受け付けるコーナーを設けています。

第8期環境行動計画と実績

「第8期環境行動計画」は、2016～2018年度の環境目標です。分野ごとに3年間で達成すべき具体的な目標を設定しています。第8期の期中において、工程や使用薬品等の変更を要因とする廃棄物増加に伴い、廃棄物削減の目標値変更を余儀なくされましたが、第8期環境行動計画は、すべての目標を達成することができました。

※ 自己評価 ○=目標達成 ×=目標未達

項目	第8期環境行動計画の目標	2018年度目標	2018年度実績	自己評価※
自らの事業活動	【エネルギー消費 CO ₂ 削減】 ・事業所におけるエネルギー消費 CO ₂ を 2018 年度末までに、2013 年度比 17% 増に抑制する。	2018 年度末までに、エネルギー消費 CO ₂ 排出量を 2013 年度比 16.4%増に抑制する。	2013 年度比 12.6%増に抑制	○
	【廃棄物削減】 ・廃棄物の発生量を 2018 年度末までに 2012～2014 年度平均比 62.1%増に抑制する。	廃棄物の発生量を 2018 年度末までに 2012～2014 年度平均比 48.9%増に抑制する。	2012～2014 年度平均比 29.6%増に抑制	○
	【水使用量の削減】 ・水使用量を 2018 年度末までに 2014 年度比 5%分の削減施策の積み上げを行う。	水使用量を 2018 年度末までに 2014 年度比 1.3%分の削減施策の積み上げを行う。	2014 年度比 1.33%分の削減施策の積み上げ	○
	【グリーン調達活動の推進】 ・サプライチェーンにおける CO ₂ 排出量削減の取り組みを推進する。 ①二次取引先を持つ一次取引先 100% への依頼・支援 ②対象取引先 100%への調査実施 ③調査票の回収率:90%	サプライチェーンにおける CO ₂ 排出量削減の取り組みを推進する。 ①二次取引先を持つ一次取引先 100%への依頼・支援 ②対象取引先 100%への調査実施 ③調査票の回収率:90%	①二次取引先を持つ一次取引先への依頼・支援 : 100% ②対象取引先への調査実施 : 100% ③調査票の回収率 : 100%	○
運用管理	【化学物質排出量の抑制】 ・化学物質の排出量を 2012～2014 年度の平均以下に抑制する。	活動の継続	活動の継続	○
	【社会貢献活動】 良き企業市民としての活動 ・社員が社会とともに取り組む社会貢献活動を増やすよう支援する。	活動の継続	活動の継続	○
	【社会との協働】 ・生物多様性などの社会・環境課題の解決に取り組む活動を支援する。	活動の継続	活動の継続	○

環境行動計画の目標管理対象は環境マネジメントシステム (EMS : Environmental Management System) 活動範囲です。

第9期環境行動計画

「第9期環境行動計画」は、2019～2020年度の環境目標です。分野ごとに2年間で達成すべき具体的な目標を設定しています。これまでも環境負荷低減活動を通じ、持続可能な社会を実現するためのSDGsに貢献する取り組みを行ってきましたが、SDGsをより意識した活動にするため、「第9期環境行動計画」では、『SDGs達成への貢献』として目標項目に掲げています。

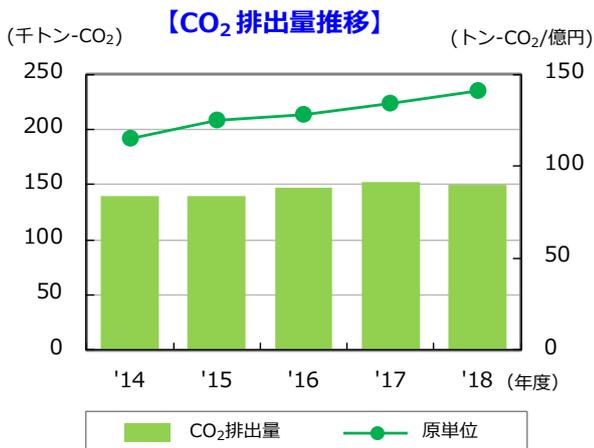
分野	第9期環境行動計画の目標	2019年度 目標
気候変動	【エネルギー消費 CO₂削減】 ・事業所におけるエネルギー消費 CO ₂ を2020年度末までに、162,176トン-CO ₂ 以下とする。	2019年度のエネルギー消費によるCO ₂ 排出量を154,924トン-CO ₂ 以下にする。
資源循環	【廃棄物削減】 ・廃棄物の発生量を2020年度末までに4,715トン以下とする。	2019年度の廃棄物の発生量を4,676トン以下にする。
	【水使用量の削減】 ・水使用量を2020年度末までに2017年度比1%削減する。	水使用量を2019年度末までに2017年度比0.5%分の削減施策の積み上げを行う。
	【化学物質排出量の抑制】 ・化学物質の排出量を2012～2014年度の平均以下の抑制に努める。	活動の継続
サプライチェーン	【グリーン調達活動の推進】 ・サプライチェーン上流におけるCO ₂ 排出量削減および水資源保全の取り組みを推進する。 ①対象取引先100%への環境調査実施 ②調査票の回収率：90%以上 ③二次取引先を持つ一次取引先100%へのCO ₂ 削減活動依頼・支援	サプライチェーン上流におけるCO ₂ 排出量削減および水資源保全の取り組みを推進する。 ①対象取引先100%への環境調査実施 ②調査票の回収率：90%以上 ③二次取引先を持つ一次取引先100%へのCO ₂ 削減活動依頼・支援
SDGs	【SDGs達成への貢献】 ・事業活動を通じてSDGs達成に貢献する。	事業活動を通じてSDGs達成に貢献する。

環境行動計画の目標管理対象はEMS活動範囲です。

地球温暖化対策

活動実績

2018年度のエネルギー使用に起因するCO₂排出量は150,072トンで、近年は横ばいとなっています。今後、次世代フリップチップタイプパッケージの生産体制強化や次世代プラスチックBGA基板等の設備投資により、エネルギー使用の増加が見込まれています。こうした状況をふまえ、既存・新規設備のエネルギー削減活動に注力しています。



資源・エネルギー低減化プロジェクト

年々増加するエネルギー使用量を抑制するため、2013年度に『資源・エネルギー低減化プロジェクト』を立ち上げました。2012年度エネルギー使用量の半分に相当する61,000トンのCO₂を2020年度末までに削減するという高い目標を掲げて活動しています。

さまざまな取り組みの結果、活動開始以降6年間において、34,400トン相当のCO₂を削減することができました。

活動強化のため、社長、役員を含めた関係者による製造現場での省エネ現場検討会やパトロールを実施し、さらなる資源・エネルギーの低減、より良い製品の製造を目指して活動を進めています。

<2018年度の活動事例>

- ・社長、役員も含めた関係者による製造現場での省エネ現場検討会やパトロールの実施
- ・ユーティリティー設備の高効率設備への更新
- ・新規製造設備の省エネ設計強化

- ・放熱設備（乾燥機等）の放熱防止・保温対策による空調負荷低減



〔現場での省エネ検討会〕

現在活動中の具体的な施策をご紹介します。

<冷凍機更新>

各生産ラインで使用する冷水は冷凍機で造っていますが、高丘工場に設置されている冷凍機は、老朽化しているうえに、生産ラインからの冷水要求量が増加し、供給状況は逼迫していました。そこで冷凍機の更新に加え、工場の供給システムを見直すことで、高効率化および各生産ラインへの供給体制の安定化をはかることができました。

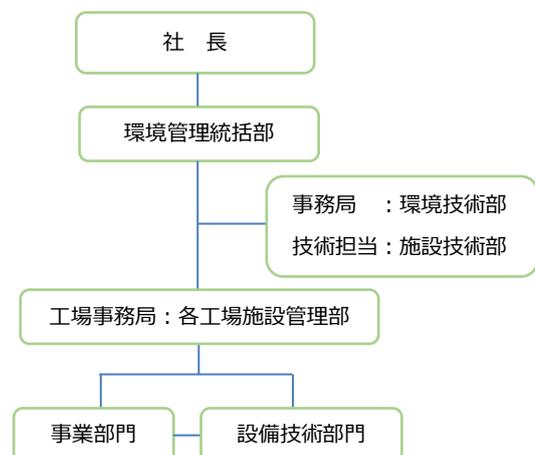
【効果】

- ・電力費：23百万円/年 削減
- ・CO₂排出量：720トン-CO₂/年 削減

<その他の主な施策>

- ・製造仕様変更による効率化
- ・製造設備の待機モード化（製品加工時のみ稼働）
- ・工場照明のLED化

【資源・エネルギー低減化プロジェクト組織体制図】



原材料削減の取り組み

新光電気グループの製品は、エネルギーと原材料を用いて作られ、梱包材を使って出荷されます。材料加工時に出る端材や不良品などは、それまでに投入したエネルギーや原材料を無駄にしてしまいます。これらの無駄をできるだけ減らす歩留り改善に注力しています。また、一度使用したものをリサイクルし、新たな原材料投入の削減にも取り組んでいます。

<原材料削減事例>

- ・端材削減や不良率低減による歩留り改善
- ・工程廃液を廃水中和剤として利用（中和用薬品削減）
- ・部材に塗布する薬品を変更し洗浄溶剤を廃止
- ・治工具の延命化/交換時期の見直し
- ・間接材料のリサイクル（新品使用削減）

水使用量削減活動

活動実績

2016～2018年度の3年間で、2014年度における水使用量実績の5%に相当する量（118千 m^3 ）の削減を目標に活動を実施しました。

2018年度は、1.3%（29.9千 m^3 ）の目標に対し、1.33%（31.3千 m^3 ）の水使用量を削減することができました。

3年間では、5.06%（119千 m^3 ）の水使用量を削減することができ、目標を達成することができました。（対象拠点：若穂・高丘・新井工場）

水使用量削減施策

2018年度は、製造工程で使われた水の再利用や製品洗浄等に使用する純水の給水量の見直しを強化しました。また、稼働率が高い設備に製品を集約させることで、稼働率が低い設備を停止し、水の削減に繋がっています。

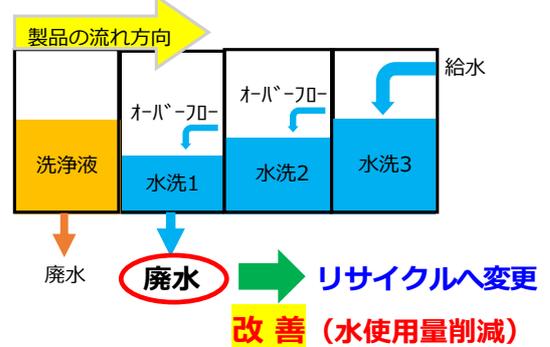
現在活動中の具体的な施策をご紹介します。

<回路形成工程の水使用量削減>

製品の洗浄工程において水洗槽から出る廃水は、通常、廃水処理に送られます。若穂工場では、洗浄工程での水使用量削減を検討するため、各水洗槽の廃水の汚れ度合いを調査しました。その結果、回路形成前

処理工程の水洗槽の廃水は、汚れが少なくリサイクル可能と判断し、回収配管を新設して再利用する仕様に変更しました。これにより、2,893 m^3 /年の新たな水の使用を抑制することができました。

【洗浄工程】



廃棄物対策

活動実績

2018年度の総廃棄物量（廃棄物量+有価物量）は、21,290トン、有価物率は82%でした。総廃棄物量、有価物率ともにほぼ横ばいですが、今後、次世代製品への移行に伴う使用薬品の変化や増産による廃棄物の増加が見込まれています。また、市場変化により有価売却できず廃棄物化する状況は、現在も廃プラスチック類を中心に続いており、厳しい状況ではありますが、引き続き削減活動に取り組んでまいります。

【廃棄物量および有価物量の推移】



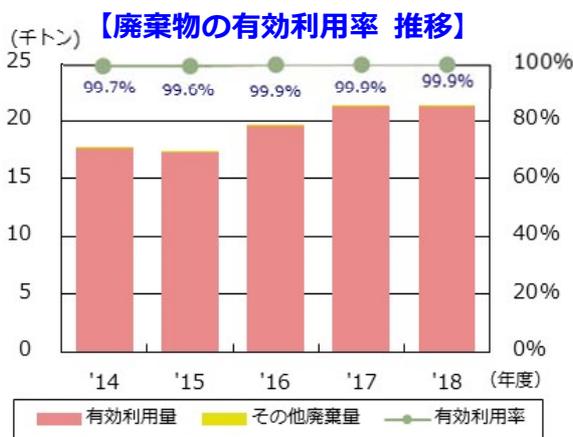
<廃棄物削減事例>

1. プロセス改善による端材や廃棄品の削減
2. 薬品変更による洗浄溶剤の全廃
3. 洗浄液・めっき液等の延命化、廃液の再利用
4. フィルター等の延命化
5. 社内処理化

廃棄物の有効利用

循環型社会形成のため、廃棄物の埋立処分や単純焼却（焼却時の廃熱や焼却後の残渣物を有効利用しない処理）をゼロにするゼロエミッションを 2003 年度に達成し、現在も維持しています。これに伴い、廃棄物の有効利用率はほぼ 100%に近い水準で近年推移しています。

※有効利用方法がない廃棄物および有効利用していない自治体処分場への搬入分(事業系一般廃棄物)はゼロエミッションの活動（算定）対象外のため、有効利用率は 100%になりません。



廃棄物の適正処理

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき、産業廃棄物処理業者へ適正な処理委託を行うとともに委託先への現地確認を年 1 回実施し、適正処理を確認しています。

また、新光電気グループ(国内)保有の PCB 使用機器は、『ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法』に基づき、適正に処理を行っています。

環境リスク対策

大規模停電への準備

2018 年度は、事業継続計画の一環として事故や災害等による大規模停電の発生に備え、非常用発電機を新井工場に設置しました。停電時にも、照明・火災報知設備およびサーバー用の電源を確保できます。また、帰宅困難者避難場所の照明・トイレ用電源にも使用します。



〔非常用発電機〕

地震対策

2018 年度は、主な活動として更北工場社員食堂について対策を実施しました。更北工場の社員食堂は災害時の二次避難場所となっており、建物および天井の耐震補強工事を実施しました。



〔天井内耐震〕



〔食堂（更北工場）〕

薬液・廃液設備の安全対策

設備の老朽化による薬液・廃液漏洩が発生しないよう、定期点検を実施するとともに、配管およびタンク等の設置年数を考慮した更新を行い、作業の安全性向上もはかっています。2018年度は更北工場の廃液タンク設備を更新しました。



〔廃液タンク〕

工場の安全管理

各工場の施設管理部門では、順法・環境保全・事故の未然防止の観点から、各設備等について毎月安全総点検を実施し、構内工事現場においては定期的な安全パトロールを行っています。

また、緊急時対応訓練・保護具装着訓練も実施し、環境リスクの低減と安全管理の徹底に努めています。



〔緊急時対応訓練〕

トピックス

富士通グループ環境貢献賞「環境優秀賞」を受賞

富士通グループ内における、社員の環境に関する取り組みを促進することを目的として、「富士通グループ環境貢献賞」が毎年授与されています。

2018年度活動に対する表彰式が2019年6月に開催され、応募総数64件の中から、当社が取り組んだ「ウェットプロセスにおける施設費の削減」が「環境優秀賞」を受賞しました。



〔環境優秀賞を受賞〕

海外拠点の取り組み

当社グループの海外生産拠点においても、各国・地域状況に即したさまざまな活動を展開しています。

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM)

	2018 年度目標	2018 年度実績
エネルギー削減	エネルギー消費 CO ₂ 排出量を、年間 6.07 トン-CO ₂ /億ウォン（売上高原単位）以下に抑える。	7.07 トン-CO ₂ /億ウォン （達成率 83.5%）
	（エネルギー削減第 2 次 5 か年 10%削減目標にて活動中）	
水使用量削減	水使用量を 2017 年度比 2%削減し月当たり 127.4 トン/百万個（生産個数原単位）以下にする。	219.5 トン/百万個 （達成率 27.7%）
廃棄物削減・リサイクル	廃棄物発生量を 2017 年度比 2%削減し、年間 0.203 トン/億ウォン（売上高原単位）以下にする。	0.154 トン/億ウォン （達成率 124.1%）

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM)

	2018 年度目標	2018 年度実績
エネルギー削減	空調用電気使用量を 2017 年度比 2%削減し、4,284MWh/年 以下に抑える。	4,352MWh/年 （達成率 98.4%）
	エアークンプレッサー電気使用量を 2017 年度比 2%削減し、4,159MWh/年 以下に抑える。	3,761MWh/年 （達成率 109.6%）
	軽油使用量を 2017 年度比 2%削減し、912 千ℓ/年以下に抑える。	888 千ℓ/年 （達成率 102.6%）
水使用量削減	水使用量を月当たり 33.6 m ³ /百万個（生産個数原単位）以下に抑える。	24.5 m ³ /百万個 （達成率 127.1%）
廃棄物削減・リサイクル	梱包材リサイクル率を月当たり 38.8%以上にする。	42.6% （達成率 109.8%）

SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD. (SEW)

SEW は、少人数の組織のため、大規模な活動はできませんが、廃棄物の削減・リサイクルなどに力を入れて活動しています。また、環境に負荷を与えない業務を持続的に行えるよう、環境管理物質および環境関連法令等に関する教育や、緊急時対応訓練などを行っています。

人権・多様性の尊重

新光電気グループにとって社員は最大の財産です。当社は社員の人権および多様性を尊重し、誰もがいきいきと働ける職場づくりを目指しています。当社の目指す誰もがいきいきと働ける職場とは、「さまざまな特性や価値観を持った社員一人ひとりが、その多様性を互いに尊重し合い、その個性を活かし、持てる力を最大限に発揮できる場」、「あらゆる社員が多様な視点から自由闊達に議論することにより、イノベーションを引き起こし、新たな知恵と技術を創造し続ける場」です。性別・年齢・障がいの有無・国籍・価値観等の違いを受け入れ、ともにいきいきと働ける職場づくりを目指しています。そして、いつも「人への温かさ」を考えた経営姿勢で事業を推進し、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業であり続けます。

人権尊重への取り組み

新光電気グループ共通の価値観を示す SHINKO Way では、行動規範の一番目に「人権を尊重します」と掲げています。これは、「あらゆる企業活動の中で、『人権尊重』の精神を根底に据えて活動する」という企業の姿勢を明示したもので、全グループ社員が、この精神を実際の行動で示していくことを徹底するよう努めています。

SHINKO Way の行動規範を社員の行動ベースにまで詳細化したガイドラインとして、統一的に「GBS」(Global Business Standards) を運用し、人権尊重の考え方についても全世界の新光電気グループで共有しています。

また、「新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針」を定め、雇用における機会均等と人権尊重、差別の排除、強制労働や児童労働の禁止などに取り組んでいます。

人権啓発活動の推進

当社では、年間を通して、階層別の人権啓発研修や全管理職を対象にした職場マネジメント研修、全社員向けの e-Learning や職場内教育、社外で催されるさまざまな人権研修会への積極的な参加により、人権啓発活動を推進しています。2018 年度の全社員向け e-Learning では、職場のハラスメント問題、障がい者や外国人の人権、同和問題などさまざまな人権課題の理解を深めました。全管理職を対象とした e-Learning では、ハラスメント事例から見る傾向や問題への対処・報告といった管理職が担う役割についても啓発を行い、ハラスメントのない組織風土づくりを推進しています。また、毎年 12 月の人権週間には、イントラサイトへの啓発記事の掲載や各工場での人権啓発ポスターの掲示などを通じて、一人ひとりが人権について考え、話し合う環境づくりに取り組むことで、人権尊重の意識向上をはかっています。

新光電気グループ 雇用における人権尊重に関する指針

新光電気グループ（以下 SHINKO）は、人権の尊重を根底に据えた企業活動を展開するにあたり、それぞれの国や地域におけるさまざまな人権問題に取り組み、人権問題の本質を正しく理解・認識し、差別のない明るい企業づくりに向け組織的に取り組みます。

1. 雇用における機会均等と人権尊重

SHINKO は、雇用における機会均等に努めます。
SHINKO は、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、性的指向、およびその他のビジネス上の正当な利益と関係しない要素に基づく差別を致しません。

2. 雇用における法令遵守

SHINKO は、社員の雇用において、事業活動を行う各国・各地域の適用法令を遵守します。

3. 強制労働、児童労働の禁止

SHINKO は、強制労働をさせません。
SHINKO は、児童労働をさせません。

4. 働きやすい職場環境

SHINKO は、社員の安全と健康に配慮し、働きやすい職場環境づくりに努めます。

人権相談窓口の設置

当社では、人権相談窓口として「企業倫理ヘルプライン(社内/社外相談窓口)」を設置しています。特に、セクシュアル・ハラスメントなどに関する相談については、各工場にも相談窓口を設置し、社員が相談しやすい体制づくりに努めています。また、海外拠点向けにも内部通報制度を整備し、全海外拠点において通報・相談できる体制を構築しています。

これらの相談窓口は、新光電気グループで働くすべての社員が利用することができ、相談・通報の際の個人情報やプライバシーの保護、相談者に対する不利益取り扱いの禁止などを社内規則で明確に定めています。

人権に関する相談・通報が企業倫理ヘルプライン等に寄せられた場合は、あらかじめ相談対応者として定められている人事部門管理職が対応し、調査や対応が必要と認められた場合は、関係者への事実確認と問題解決に向けた対応を迅速に進めることとしています。

今後も職場において、円滑なコミュニケーションがとれるような体制づくりや指導を行うとともに、問題の早期発見、早期対応のため、人権相談窓口の利用を促進してまいります。

活力ある企業風土づくり

新光電気グループは、SHINKO Wayにおいて「個人の生活と仕事の調和に配慮し、活力ある企業風土づくりを行う」ことを企業指針として掲げ、誰もが働きやすい職場づくりに取り組んでいます。

個人の生活と仕事の調和

当社では、仕事と家庭の両立支援について継続的に取り組んでおり、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、「くるみん」(次世代認定マーク)を取得しています。

年次休暇の一斉取得や所定外労働の制限強化など継続的な取り組みに加え、育児・家族介護・配偶者の転勤により退職した社員の再雇用制度、介護事由が消滅するまで取得できる介護短時間勤務制度、不妊



治療のための休職制度、子の養育や特定疾病のための休暇や育児短時間勤務の充実など、柔軟な働き方の実現に向けた取り組みを推進しています。

このようなさまざまな取り組みにより、当社では女性の平均勤続年数が男性を上回っており、全国でも高いレベルとなっています。

今後も育児・介護等の家庭事情を持つ社員が、どのライフステージにおいても活躍できるよう、諸制度の充実および企業風土の醸成に力を入れています。

働きやすい職場環境の提供 ～働き方改革～

当社は、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の実現に向けて、「働き方改革」を通じて取り組んでいます。2017年4月に「働き方改革労使会議」を立ち上げ、労使一体となって働き方改革を推進していくことを確認しました。同年7月には労使トップによる「働き方改革」労使共同宣言を行い、「長時間労働を前提としない働き方」や「多様で柔軟な働き方」の実行・実現に向けて全社一丸となって取り組んでいます。

時間外労働の上限時間の引き下げ、週の労働時間上限の新設、連続勤務日数上限の引き下げ、毎週水曜日および第2・4金曜日の定時退社徹底、勤務間インターバル制度による休息時間の確保、管理職の労働時間の把握など、長時間労働を前提としない働き方の定着に向けて継続的に活動しています。あわせて、年次休暇取得促進に向けたルール策定や半日年次休暇の上限回数の撤廃、年次休暇の一斉取得日の設定等、休暇取得促進に向けた取り組みも行っています。

今後も、「生産性の向上」と「ワークライフバランスの実現」の両面から「働き方改革」に取り組み、活力ある企業風土の構築と誰もが働きやすい職場環境づくりの実現を目指してまいります。

ダイバーシティの尊重

さまざまな個性や考え方を持った社員が、その能力を結集することにより、企業価値を高めることができます。新光電気グループは、社員の多様性を尊重し、社員一人ひとりが自らの価値を高め、誇りとやりがいを持って働くことができる企業風土の醸成に努めています。

女性の活躍推進に向けた取り組み

女性活躍推進法に基づく行動計画に沿い、2018年度は育児事情を持つ男女社員を対象にした「ワークライフバランスセミナー」を実施しました。次年度に小学校に入学する子を持つ社員も新たに対象とし、育児経験のある男女管理職の体験談や、働く親と子どもの健康管理など、仕事と育児の両立実現や中長期的なキャリア形成の意識づけを行いました。また、入社2年目の社員を対象とした「若年層向けのキャリア形成支援セミナー」では、今後のキャリア形成意識と男女共同参画の基礎を重点的に学びました。そのほか、女性の活躍推進に向けた管理職の意識向上として、管理職向け e-Learning でハラスメント防止の教育を実施しました。

階層別教育においてもダイバーシティ研修を実施し、男女共同参画の社内浸透を推進しています。

今後も継続的に取り組むことにより、女性の活躍推進をはかり目標の達成を目指します。

【女性活躍推進法に基づく行動計画（抜粋）】

(2016年4月1日～2020年3月31日)

《目標》

2020年までに女性管理職数を2倍にする。
(2015年比)

《取り組み内容》

- ・若年層向けのキャリア形成支援セミナーの実施
- ・育児休職復職者のキャリア形成支援セミナーの実施
- ・女性の活躍推進に向けた管理職の意識向上



〔ワークライフバランスセミナー〕

外国籍人材の受け入れ

当社では、イノベーション促進のため人材の多様性向上を進めており、海外留学生の採用や新光電気グループの海外拠点で働く人材の受け入れ、海外技能実習生の受け入れを行っています。

海外技能実習生の受け入れにおいては、社内で日本語コミュニケーション研修を実施し、また、受入部門の日本人社員にも外国籍講師によるコミュニケーション研修を行うなど、異なる文化や言語を持つ人材が国籍を越えて積極的に信頼関係を深められるよう支援しています。

今後も多様な人材活用を通じて、さまざまな個性や考え方を受け入れ、個々の能力を最大限発揮できる企業風土の醸成に取り組んでまいります。



〔海外技能実習生の研修風景〕

シニア層人材等の活躍支援

当社は、社員が長年培ってきた知識や技術、技能を活かすため、法整備に先立ち1992年から「定年後再雇用制度」を導入しています。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正された2006年4月以降、60歳の定年以降も勤務を希望し、自己の能力発揮に高い意欲を持つ退職者に対して、活躍の機会を提供することを目的に従来の制度の拡充をはかり、これまで累計435名の社員がこの制度を利用しています。

人材の育成と活用

当社では学歴、年齢、勤続年数や性別によらず、各人が担う職責とその重さを明確にし、職責に応じた公正かつオープンな報酬体系を土台とした人事制度を導入しています。

また、社員一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう、教育プログラムおよび諸施策の充実をはかり、有用な人材の育成・活用を積極的に推進しています。

公正な評価と適正な報酬で報いる人事制度

社員一人ひとりがその能力を最大限発揮し、目標に向かって挑戦し、会社の目標や業績に貢献したとき、その成果を適正に評価し、報いることが、真の意味の公平性につながるものと考えています。

当社では、年功や学歴といった属人的な要素ではなく、担うべき「職責」や仕事の「成果」に基づく処遇の徹底をはかっています。

また、目標管理制度・業務目標面接制度を通じて、よりチャレンジングな目標の達成を目指すとともに、各期の評価の内容については上司からフィードバックを受け、上司と部下とのコミュニケーションを通じた「部下育成」の機会としています。

2018年度は管理職登用予定者に対し、登用前に評価者研修を実施し、公正な評価と目標管理制度・業務目標面接制度の適切な運用がなされるよう取り組みました。

グローバル人材養成に向けた取り組み

グローバルビジネスを担う人材の育成を目的として、社員の外国語学習支援を継続的に推進しています。

外国語通信教育講座、社内におけるビジネス外国語講座、英語ビジネススキル専門講座を実施し、受講料を会社が補助しています。

2018年度は、受講者のニーズをふまえ、新たに中国語コースの開講、各講座のコース増設、実施拠点の拡充など、受講者の外国語スキル向上に向けて積極的に学習環境の整備をはかりました。研修受講者の増加に伴い、社内 TOEIC の受験機会や外国語研修実施期間を拡大しています。

今後もグローバルなビジネス能力をさらに強化するプログラムとなるよう充実をはかってまいります。

能力開発支援

当社では、全社員の成長を支援するとともに中核人材・グローバル人材の養成に向け、各職場における「OJT (On-the-Job-Training)」をはじめ、「一般教育」および「専門教育」といった体系的な教育と、積極的な外部研修派遣や外部講師の活用を通じ、将来を担う人材の育成を推進しています。社員が能力や専門性を高め、自己の成長を実現できるよう今後も継続的に教育プログラムの充実化と個々の研修の向上をはかってまいります。

なお、2018年度の社員一人あたりの年間平均学習時間は15.4時間となりました。(ただし、OJTや職場内教育の時間を除きます。)



〔課題解決・リーダーシップスキル研修〕

労使関係

当社は、ユニオンショップ制を採用していることから、一般社員は全員、新光電気労働組合の組合員となり、全社員に占める労働組合員比率は90.2%^(注)となっています。組合と締結している労働協約に基づいて、労使の代表者による労働協議会などを定期的かつ必要に応じて随時開催し、経営方針や事業状況などに関する説明や、各種労働条件に関する協議を実施しています。

また、組合の団体交渉権も定め、交渉にあたっては相互に相手方の立場を尊重し、さまざまな課題の解決に取り組んでいます。

2018年度は「働き方改革」労使共同宣言に基づき、時間外労働の縮減や休暇取得の促進に向けた課題等について、定期的に情報を共有し、会社の発展・成長と社員一人ひとりの充実した健康的な生活の両立に

向けて取り組みました。引き続き、「働き方改革」の推進に向けて、労使一体となった継続的な取り組みを展開してまいります。

さらに、各事業所においては、安全・快適な職場づくりのため、労使で組織する安全衛生委員会を毎月開催し、職場における課題等について報告、協議しています。

今後も、健全な労使関係をもとに、働きやすい職場づくりとともに取り組んでまいります。

(注) 労働組合員比率：

90.2%は、正規社員（管理職を含む）のうち、一般社員の比率。

労働・安全衛生

新光電気グループは、SHINKO Way の企業指針に基づき、社員が安全・快適に働くことができる職場環境を提供するとともに、社員の安全確保をはかっています。当社においては、全社的な安全衛生・防火防災推進体制を整え、マネジメントシステム型の管理手法を導入・運用し、全社員の安全衛生・防災活動への積極的な参画による、安全衛生・防災水準の継続的な改善をはかっています。

安全・快適な職場環境づくり

新光電気工業株式会社 全社安全衛生・防火防災基本方針

当社は、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、すべての事業活動において、「安全と心とからだの健康を守る」ことを最優先に取り組む。そして以下の方針に基づき、全社一体となって安全衛生・防火防災活動を積極的に推進し、災害のない安全で快適な職場環境の実現を目指す。

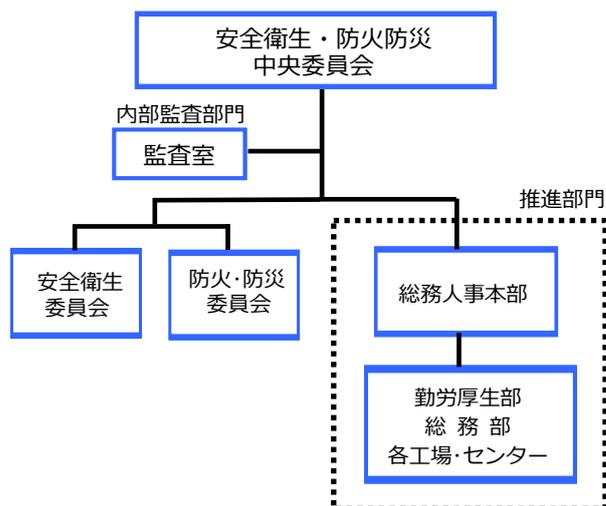
1. 安全衛生・防火防災関連の法令・規則および要求事項を順守した安全衛生・防火防災活動を推進する。
2. 安全に対し感度の高い職場づくりに向けて、社員一人ひとりの安全意識の向上をはかるとともに、安全衛生の基本たる「職場の5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）」活動を強化・推進するとともに社員一人ひとりが安全行動を実践することにより、転倒災害を含めた災害の未然防止をはかる。
3. 本質安全に向けて職場の危険・有害要因を特定・評価し、継続的なリスク低減活動を強化・推進するとともに、残存リスクに対しては、安全ガードの設置、「見える化」の推進、適正な保護具の使用、作業手順の明確化と必要かつ十分な教育等により、リスクを適切に管理し、災害の未然防止をはかる。
4. 社員の疲労・ストレス軽減および生活習慣病予防に向けて、快適な職場環境づくりと健康維持・増進に努める。
5. 「全社防災ガイドライン」を基本とした防火防災体制を確立し、社員に対し、必要かつ十分な教育・訓練を継続的に実施することにより、災害発生時の被害の最小化をはかる。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

安全衛生・防火防災推進体制

当社では、「全社安全衛生・防火防災基本方針」を策定し、安全衛生・防火防災活動を推進しています。推進体制として、各工場に「安全衛生委員会」、「防火・防災委員会」を設置し、安全衛生・防火防災に関する工場別の取り組みを審議・実行するほか、社内で発生した災害や対策について工場間で情報共有し、類似災害の防止の取り組みを行っています。また、社長を委員長とする「安全衛生・防火防災中央委員会」を設置し、各工場の活動を総括するとともに、発生した災害の分析、安全衛生・防火防災に関する全社的な施策・目標の策定、施策の進捗管理、施策の効果検証・改善による PDCA サイクルを回し、安全衛生水準の向上をはかっています。

【安全衛生・防火防災推進体制】



社員の安全衛生意識向上への取り組み

日常の安全指導のほか、年1回の安全衛生に関する全員教育、定期的な緊急時対応訓練等を実施しています。また、全国安全週間（7月）や全国労働衛生週間（10月）等の全国活動にあわせ、安全・衛生標語の募集を行う等、安全衛生活動への全員参加を促しています。このような取り組みを通して、安全衛生意識の向上をはかっています。



〔作業現場における安全衛生教育〕

製造現場における自立的な安全活動の展開

「リスクアセスメント運用基準」を制定し、新規作業開始時や作業方法変更時のほか、年1回全作業を対象としたリスクアセスメントを実施し、潜在するリスクの洗い出しと評価、危険箇所改善の取り組みを推進しています。抽出されたリスクは、計画的にリスク低減できるよう、各工場では是正状況の進捗管理を行い、「安全衛生・防火防災中央委員会」で報告しています。

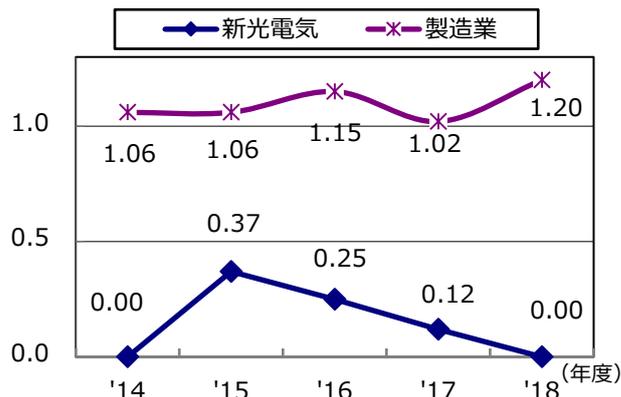
リスク抽出表			
従業員名	氏名	所属	年 月 日
工程・装置名		場所	種 類
作業内容		種別	
リスク内容	危険性のある作業について、具体的に入力してください。（○○なや○○になる、○○した時に○○になる等）		
リスク低減対策	リスクを低減するための対策について、具体的に入力してください。		
		所属係	

〔製造現場のリスク収集に用いる「リスク抽出表」〕

労働災害の発生状況

労働災害度数率（災害発生率）は、全国製造業平均を下回る水準で推移しており、2018年度は死亡・後遺障害およびこれに準ずる重大災害は発生していません。

【度数率（災害発生率）推移】（新光電気）



衛生管理・健康管理・健康増進の取り組み

当社では、社員が安全・快適に働くことができる職場づくりを推進するため、定期的な作業環境測定（騒音・照度・熱中症指標）のほか、各工場の産業医、および看護職（保健師もしくは看護師）により、以下の活動を推進しています。

- 法定の一般・特殊健康診断のほか、年齢に応じて生活習慣病健康診断を実施し（受診率100%）、異常の早期発見・早期治療に努めています。また、診断の結果、有所見者に対しては産業医や看護職が必要に応じて保健指導を行い、社員の健康管理を行っています。
- 健康診断結果の分析等をふまえ、定期的に「医務室便り」を発行し、健康増進に関する情報提供を行うことで、社員一人ひとりのセルフケア意識の醸成をはかっています。
- 社内の休憩エリアには「健康測定コーナー」を設置し、万歩計・メジャーの貸し出しの他、体組成計・血圧計の設置など、社員が自由に健康測定機器を利用できる環境を整えています。

また、社員食堂では、塩分・脂質を抑えた「ヘルシーバランスメニュー」を提供するなど、社員の健康維持・増進に努めています。

メンタルヘルスケア

各工場の医務室に相談窓口を置き、産業医や看護職が社員の心のケアにあたっています。

また、メンタルヘルスに対する意識の向上を目的として、管理職・中堅社員・新入社員などの階層ごとにメンタルヘルス教育を実施し、社員のメンタル疾患の未然防止に努めるとともに、セルフケア・ラインケアによる早期発見・早期対応をはかっています。

そのほか、メンタルヘルス不調の未然防止（一次予防）を目的に、年1回ストレスチェックを実施し、集団分析結果を各部門責任者へ適切にフィードバックするとともに、全管理職を対象とした職場環境改善のためのスキル開発研修を実施するなど、積極的な職場環境改善活動を推進しています。

「健康経営優良法人 ホワイト500」に認定

当社は、2019年2月、経済産業省と日本健康会議が選ぶ「健康優良法人 2019 ホワイト500」に認定されました。当社では、社員の安全と健康確保を経営の最重要課題の一つと位置づけ、各種取り組みを行うとともに、その効果を検証・評価することで、実態に合わせたより効果的な施策となるよう今後も継続的な改善をはかってまいります。



地域社会への貢献

新光電気グループは、企業活動を通じて豊かな社会づくりを担ってまいります。

また、地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります。

長野駅からほど近い場所に、市街地のオアシスのように広がっているのが当社「栗田総合センター」です。「栗田総合センター」は当社創業以来の歴史を未来に伝える場所であるとともに、その豊かな自然環境は近隣地域の方々や社員の憩いの場所となっています。

また、その広い緑地園は近隣地区の災害一時避難所としての役割も担っており、地域の皆様とのかわりが深い施設となっています。



〔栗田総合センター：第28回長野市景観賞受賞（2015年）〕

地域社会との共生・対話

地域に根ざした社会貢献

新光電気グループは、事業活動を通じて地域社会との共生をはかるとともに、創業以来雇用の維持・安定と新たな雇用機会の創出に取り組んでまいりました。今後も地域の皆様から信頼され、必要とされる企業を目指すとともに、事業活動および地域活動を通じて地域社会へ貢献してまいります。

地域の皆様とのコミュニケーション

当社では、地域の皆様の生活に配慮した事業活動を心掛け、お受けしたご意見・ご要望等については、対策のために調査を行い、速やかに対応するよう努めています。

また、地域住民の皆様にご理解いただくために、工場見学会を開催しています。当社を知っていただくための大切なコミュニケーションの場となっています。

今後も地域に根ざした企業として、地域社会との共生をはかってまいります。

地域行事への参加

毎年8月に開催される長野市の「長野びんずる」と妙高市の「あらい祭り」に社員が参加しています。

2018年は、踊り手として総勢173名の社員が参加し、地域の皆様と交流しました。

そのほか、各工場において地元行事に協賛する等の協力を行っています。



〔踊りの連で祭りに参加（長野びんずる）〕

海外拠点における取り組み

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD. (SEM: マレーシア) では、年に1回孤児院への寄付活動を実施しています。2018年度は、寄付金のほか、食料や衣類の寄付も実施しました。また、社員約40名が孤児院を訪問し、子どもたちと交流を深めました。



〔孤児院への訪問〕

青少年育成支援活動

工場見学、インターンシップ等の受け入れ

工場見学を通じて、近隣の学校等に学習の場を提供しています。2018年度も、更北・高丘・新井工場で小学生から大学生までの工場見学を受け入れました。新光電気グループでは、次世代を担う学生の「職業観確立・適性発見」の有効な足掛かりになるよう、国内に限らず海外拠点においてもインターンシップの受け入れを行っています。

2018年度は、SEM (マレーシア) においても、大学で化学・機械工学を専攻している学生を対象にインターンシップを行いました。



〔中学生による工場見学（新井工場）〕

「未来ビュー長野」への参加

2018年度は、長野市において開催された「未来ビュー長野」に当社も参加しました。本イベントは、進学や就職など卒業後の進路を考える高校生を対象として、「学び」と「仕事」のつながりや広がりを知ってもらうとともに、地元の企業や仕事の魅力を伝えることを目的として、2018年に初めて開催されたものです。

当社は、「エレクトロニクスの製品内部を観察しよう!」をテーマに、当社製品にマイクロレベルの迷路の回路をデザインしたサンプルを用意し、学生に顕微鏡を使って迷路に挑戦してもらいました。学生からは「細かな仕事で驚いたが、体験できて楽しかった」との声が寄せられました。



〔未来ビュー長野 当社ブース〕

公益財団法人北信奨学財団の運営サポート

公益財団法人北信奨学財団は、当社の創業者・光延丈喜夫元社長が取締役を退任した際の退職金と、保有していた当社の株式を寄付し、これを基金として設立されました。

光延元社長の「ハイテク立県はまず人材育成から」という信念のもと、長野県出身または長野県内にある大学の理工系および医薬系の学生を対象（留学生も含む）として、これまでのべ477名に奨学金の支給を行っています。

当社は北信奨学財団の事務局として、運営に協力しています。



環境保全活動・ボランティア活動

工場周辺美化活動

当社は、毎年6月に実施する環境月間を中心に、すべての工場周辺においてゴミ拾いや土手・河川沿いの草刈り、枯れ枝整理等を行っています。2018年度は、計276名の社員が美化活動に参加しました。また、KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD. (KSM：韓国) においても、工場近隣の道路や河川の清掃活動を、毎年行っています。



〔KSMによる工場近隣の清掃活動〕

「森林（もり）の里親促進事業」への参加

長野県が推進する「森林（もり）の里親促進事業」を活用し、飯綱町と協働して、霊仙寺湖周辺の町有林の森林整備を進めるため、2014年10月に「森林の里親契約」を締結しました。2018年度は、労働組合との共催で6月と10月に500本程の苗木の植樹、下草刈りなどの森林整備を行いました。



〔6月の植樹活動〕

プリペイドカード等の回収・寄付

当社では、使用済みのプリペイドカード・切手等を回収し、植林活動のための基金に寄付をしています。2005年7月に回収を始めてから、2018年度末までに、約952本の苗木に相当する分を回収・寄付しました。



ボランティア活動

2018年度は、「みようこうクリーンパートナー（妙高市地域美化活動）」、白馬村植栽活動、長野車いすマラソン等に、当社社員もボランティアとして参加しました。

また、当社は上限20日まで休暇を積み立て、取得できる積立休暇制度（公的機関へのボランティア活動を含む特定の目的に利用）を設けています。



〔「みようこうクリーンパートナー」での活動〕

技術・ものづくりによるお客様・社会への貢献

新光電気グループは、ものづくりにおいて業界一、世界一の品質を目指し、お客様の期待に応える優れた製品の開発・製造に注力してまいりました。私たちは、発想と行動の原点を常にお客様に置き、お客様の成功に貢献し、ともに成長し、世界中のお客様から信頼されるビジネスパートナーとなることを目指しています。

品質でお客様と社会の信頼を支える

新光電気グループは、ものづくりを通じて社会の発展、人々の豊かな暮らしに貢献するとともに、お客様にご満足いただき、信頼していただける製品をご提供することを目指しています。新光電気グループは、品質を事業活動の根幹に関わる事項としてとらえ、その維持・向上に日々たゆまず取り組みます。

品質方針

私たちは「品質方針」に基づき、常に顧客価値の高い製品とサービスを提供し、お客様の成功に貢献してまいります。

品質方針

当社の品質方針は、“向上し続ける開発力と生産力”が支える顧客価値の高い製品とサービスを“誠心誠意の姿勢”でお客様に提供し、お客様の成功に貢献することです。

これを達成するために、全社員が次の指針で行動します。

【行動指針】

1. 常に「お客様、市場の方向性」と「お客様にとっての価値」を考えて、自らの技術の入力とし、事業を展開する。
2. 「客観的な事実認識」と「その真因たる真実」を飽くまで追求・共有し、活動に繋げる。
3. 組織間の壁を破り営業・開発・製造・供給・サポートをシームレスに連携、強化させてQ・C・Dを改善し付加価値と生産性を向上させる。

新光電気工業株式会社
代表取締役社長

全社横断の品質保証部門を設置

当社では、以前より各事業部門で ISO9001 の認証を取得していましたが、昨年各事業部門の認証を統一し会社単位で ISO9001 認証（統一認証）を取得しました。

さらなる品質に対するガバナンス強化のため、2018年5月に全社横断の品質保証活動の推進を目的とし、品質保証本部を設置しました。これにより、各事業部門の品質保証部門と協力し、マネジメントの強化、マインドの醸成、情報共有化を推進し、全社品質マネジメントシステムの維持・改善に取り組んでいます。

IATF16949 認証取得

当社および SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.では、自動車産業品質マネジメントシステムを対象とした ISO/TS16949 に替わる国際規格 IATF16949 が発行されたことに伴い、2018年に IATF16949 への移行審査を受け、認証を取得しました。

展示会への出展

お客様や市場のニーズをとらえる機会として、また新製品・新技術を中心に新光電気グループの製品をわかりやすくご説明するため、国内および海外で開催される展示会への出展を継続して行い、お客様の声を製品・技術開発や販売活動等へ反映させています。

COMPAMED 2018

2018年11月に、ドイツ・デュッセルドルフで開催された「COMPAMED 2018（国際医療機器技術・部品展）」に2015年度の初出展から継続して4回目の出展をしました。医療分野のウェアラブル機器向けに特化したモジュールや超音波診断装置用部品をご紹介しました。



〔COMPAMED 2018〕

SEMICON Japan 2018

2018年12月に東京ビッグサイトで開催された「SEMICON Japan 2018」では、パワーエレクトロニクス向け次世代パッケージなど当社の先端ソリューションを中心に展示しました。展示ブースには3日間で200名を超えるお客様にご来場いただきました。



〔SEMICON Japan 2018〕

第11回 国際カーエレクトロニクス技術展 (カーエレ Japan)

2019年1月に東京ビッグサイトで開催された「国際カーエレクトロニクス技術展」に出展し、自動車向け放熱部品を中心に展示しました。関連する分野の新しいお客様から多くの関心を寄せていただきました。



〔第11回 国際カーエレクトロニクス技術展〕

安全と信頼への取り組み

安全保障輸出管理について

当社は安全保障貿易管理関係法令を遵守し、違反を未然に防ぐための内部規程「安全保障輸出管理規程」を制定のうえ、適切な安全保障輸出管理を実施しています。また、新入社員や新任管理職、輸出製品に携わる社員への定期的な教育を通じ、法令遵守の意識を高めています。

サプライチェーンによる社会的責任の推進

新光電気グループの事業活動は、その付加価値の基となるさまざまな物品、部材、サービスなどを提供していただいているお取引先によって支えられています。当社はお取引先とともにサプライチェーン全体で地球環境保全、法令遵守、人権尊重・労働・安全衛生、製品・サービスの安全性・品質の確保、情報セキュリティの維持・推進、公正取引・企業倫理などに配慮した調達活動を推進しています。

調達基本方針

当社は、お取引先と長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてお互いが自己の力をより一層発揮し、ともに繁栄・存続していくことを目指しています。事業活動において必要となる物品、部材、ソフトウェア、サービスなどの調達においては、「調達基本方針」を定め、「お取引先との共存共栄」、「公正な商取引」、「法令および社会規範の遵守」、「地球環境保全」の4方針に沿った調達活動を展開しています。

※「調達基本方針」

<https://www.shinko.co.jp/procurement/index.html>

企業の社会的責任に配慮した調達活動

調達指針

当社では、社会的責任に配慮した調達活動を自社において推進するとともに、サプライチェーン全体で社会的責任を果たすため、SHINKO Way および「調達基本方針」に基づき、「調達指針」を定めています。当社自ら本指針を遵守するとともに、お取引先の皆様にも遵守をお願いしています。

また、当社では、RBA（Responsible Business Alliance）行動規範を尊重し、お取引先の皆様にRBA 行動規範の理解と遵守浸透をはかる活動もあわせて推進しています。

調達指針

1. 地球環境保全
 - ・ 環境負荷の少ない資材調達を推進します。
 - ・ 含有化学物質管理の徹底を推進します。
2. 法令遵守（コンプライアンス）
 - ・ 国内、海外の法令および社会規範を遵守します。
3. 人権尊重・労働・安全衛生
 - ・ 一人ひとりの人権を尊重します。
 - ・ 不当な差別や人権侵害行為を行いません。また助長、許容しません。
 - ・ 従業員の安全と健康のため、快適な職場環境を実現します。
 - ・ 児童労働、強制労働を行いません。
4. 製品・サービスの安全性・品質の確保
 - ・ 製品・サービスの安全性と品質を確保します。
5. 情報セキュリティの維持・推進
 - ・ 自社および第三者の情報・情報システムを適切に保護するため、情報セキュリティを維持・推進します。
6. 公正取引・企業倫理
 - (1) 公正な商取引
 - ・ 公正、透明、自由な競争を尊重し、不公正な手段による商取引を行いません。
 - (2) 秘密情報・個人情報の保護
 - ・ 自社の秘密情報、第三者の秘密情報、個人情報などを、法令およびルールに基づき、適切に管理します。
 - (3) 知的財産の保護
 - ・ 知的財産が重要な経営資産であることを理解し、他社の知的財産を尊重するとともに、自社の権利を守ります。
 - (4) 贈収賄等の禁止
 - ・ 公務員に対する贈賄および業務上の立場を利用した収賄、強要、横領等を行いません。

調達指針の共有のために

～「お取引先の皆様へ」～

当社のサプライチェーン全体において「調達指針」の浸透をはかるため、お取引先各社において推進いただきたい事項を「お取引先の皆様へ」としてまとめ、継続的に取引のあるすべてのお取引先に対して、本文書を毎年送付しています。

2018 年度も、国内および海外のお取引先約 800 社に対して本文書を送付し、当社「調達指針」へのご理解とご協力をお願いしました。

「お取引先の皆様へ」項目

1. グリーン調達について
2. 事業継続計画 (BCP) について
3. 反社会的勢力の排除について
4. 紛争鉱物問題について
5. 企業の社会的責任について

※ 「お取引先の皆様へ」

<https://www.shinko.co.jp/procurement/index.html>

お取引先との対話

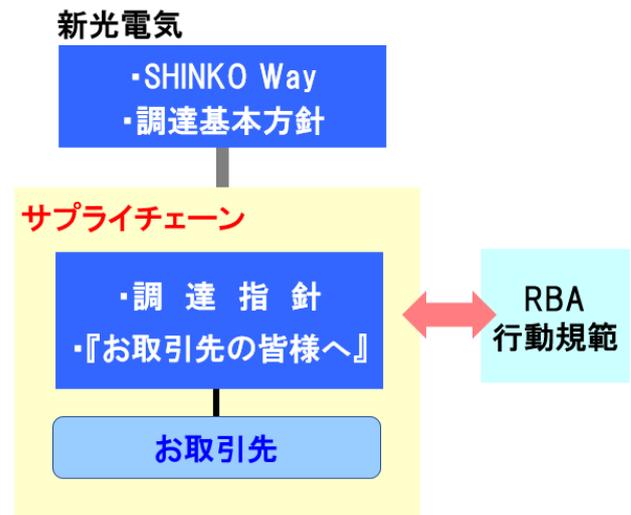
当社では、主要なお取引先に、RBA 行動規範に準拠した「企業の社会的責任に関するアンケート」を毎年実施しています。このアンケート調査は、各社における「労働」「安全衛生」「環境保全」「倫理」の各分野での RBA 行動規範の遵守状況と管理システムの運用状況についてご回答いただくもので、継続的に各お取引先における状況を確認しています。

2018 年度も、海外のお取引先を含め主要なお取引先 36 社にアンケート調査を実施しました。

また、当社工場内において一部工程を委託するすべてのお取引先 11 社についても、このアンケート調査を毎年実施しており、加えてアンケート調査の結果に基づき、作業現場等の状況に問題が無いか、年 2 回実地監査を実施し、必要に応じて改善要請を行っています。2018 年度の実地監査においても、RBA 行動規範および関係法令上、問題の無いことを確認しています。

今後も、アンケート調査や実地監査、ヒアリング等によるモニタリング活動をはじめ、お取引先とのさまざまな対話を通じて、サプライチェーン全体における社会的責任の推進に努めてまいります。

【サプライチェーン CSR 推進体系】



紛争鉱物問題への対応

当社では、コンゴ民主共和国および隣接国で産出され、人権侵害、労働問題などと密接に関連し、武装集団の資金源となる鉱物（タンタル、錫、金、タングステン）の調達を回避すべく努めています。

この対応においては、まず対象となるお取引先・購入品を特定し、RMI (Responsible Minerals Initiative) が定めた調査票 CMRT (Conflict Minerals Reporting Template) を使用して、サプライチェーン上流まで遡った対象鉱物の調達ルートの確認・調査、リスク確認・評価を毎年実施し、その結果に基づき、紛争鉱物調達のリスク回避に向けた取り組みを推進しています。

具体的には、この調査を通じて、対象となるお取引先には、対象鉱物調達ルートの透明性を確保し、かつ武装集団の資金源となる鉱物の調達を回避するために、サプライチェーンの上流に遡り、第三者（監査会社等）に CFS (Conflict-Free Smelter) として認証された製錬業者からの金属／鉱物調達が 100% となるよう継続して要請しています。

2018 年度は、56 社について調査を実施し、問題の無いことを確認しています。

事業継続マネジメント

大規模災害など不測の事態においてもお客様が必要とする製品・サービスを安定的に供給するためには、サプライチェーン全体の事業継続マネジメントの強化が不可欠です。

当社では、素材・部材などの主要なお取引先を対象として事業継続マネジメントに関するアンケート調査を、毎年実施しています。

この調査は、各社において不測の事態が発生した場合を想定し、事業継続計画（BCP）策定状況、目標復旧時間の設定、製品の在庫状況、製造拠点や原材料入手の問題点および各々のバックアップ体制の構築状況等を確認するもので、その結果等をふまえて、BCPの充実や拠点の分散化等、事業継続マネジメント強化への一層のご協力をお願いしています。

また、当社自らの施策として、主要な素材・部材などについては、調達先の複数購買化を積極的に推進し、調達リスクの低減をはかっています。

グリーン調達活動

当社は富士通グループの一員として、製品開発段階から省エネルギー化を意識した設計、部材の選定を行い、地球環境保全に配慮した、お取引先を含めたサプライチェーン全体にわたるグリーン調達を推進しています。

環境マネジメントシステム（EMS）の構築

お取引先において、環境負荷低減活動を継続的に実践していただくため、主要なお取引先に、ISO14001をはじめとする第三者認証等による環境マネジメントシステム（EMS：Environmental Management System）の構築をお願いしています。

製品含有化学物質の管理

当社では、部材系の主要なお取引先約 30 社を対象として、製品含有化学物質の把握と確実な法規制遵守のため、製品含有化学物質管理システム（CMS：Chemical substances Management System）の構築をお願いしています。具体的活動として、当社監査員が対象お取引先を訪問の上、管理状況を確認する監査や、書面による監査を定期的・継続的に実施し、不十分な点がある場合は、是正の要請と改善の支援を行っています。

こうした活動を通じて、サプライチェーンにおける製品含有化学物質の管理を強化しています。

お取引先との CO₂排出量削減の推進

当社は富士通グループにおける活動の一環として、地球温暖化による気候変動問題への対応をはかるべく、お取引先に CO₂ 排出量削減に向けた継続的な取り組みをお願いしています。

第 8 期環境行動計画（2016～2018 年度）では、お取引先に、各社のお取引先（当社から見た二次お取引先）へ CO₂排出量削減を呼び掛けていただくよう要請しました。

2018 年度は第 8 期環境行動計画の最終年度として、98 社の主要なお取引先に対して、富士通グループ共通の環境調査票により活動状況を確認しました。調査結果として、約 9%のお取引先で CO₂排出量削減を 259 社の二次お取引先に要請されており、前年より 91 社増加していることを確認しました。

また、調査にご協力いただいたお取引先には、今後の活動の参考としていただけるよう、お取引先の回答を分析した活動傾向をフィードバックし、さらなる活動の推進と、各お取引先への活動展開を依頼しました。今後もサプライチェーン全体で、CO₂排出量削減がはかれるよう、引き続き取り組んでまいります。

コンプライアンスの徹底

お取引先コンプライアンスライン

当社の社員が調達活動に関してコンプライアンス違反行為をした場合、または、その疑念がある場合の通報窓口として「お取引先コンプライアンスライン」を開設しています。

なお、この通報によって、当社が通報者およびそのお取引先に対して不利益な取り扱いをすることを禁止しています。

※「お取引先コンプライアンスライン」

<https://www.shinko.co.jp/procurement/complianceline.html>

調達担当者への教育

当社では、調達部門の担当者に対し、教育や研修等の機会を設け、SHINKO Way、「調達基本方針」、「調達指針」、および下請法や派遣法等調達業務に関連する法令等について周知・徹底しています。また、反贈収賄等に関する教育を実施し、法令の理解、関連知識の習得をはかることなどを通じて、コンプライアンスの徹底に継続して取り組んでいます。

コーポレート・ガバナンス

環境変化の激しい半導体市場にあって、当社は、経営の透明性を確保し、また変化に迅速に対応して意思決定が適正かつ速やかになされるべく、必要な施策を講じるとともに、コンプライアンスを最重要視し、企業価値の向上、発展を目指してまいります。

コーポレート・ガバナンス体制

体制の概要

当社は、委員の過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を置く「監査等委員会設置会社」であり、監査等委員である取締役を含めた取締役会による職務執行の監督ならびに監査等委員会による監査等を基軸とする監査・監督体制としています。また、取締役会の意思決定の迅速化と監督機能の強化ならびに権限・責任の明確化による機動的な業務執行体制を構築することを目的として執行役員制度を導入しています。これらの体制のもと、コーポレート・ガバナンスの強化ならびに企業経営の効率化をはかっています。

■取締役会

取締役会は、基本方針、法令・定款で定められた事項ならびに経営に関する重要事項の決定および執行状況を監督する機関として、定時取締役会を原則として毎月1回開催し、必要に応じて、随時、臨時取締役会を開催しています。取締役会は、代表取締役社長を議長とし、監査等委員でない取締役4名、監査等委員である取締役3名で構成されています。

■監査等委員会

監査等委員会は、監査方針および監査計画に基づく業務および財産の状況の調査に加え、取締役会をはじめとする重要な会議への各監査等委員の出席や、監査等委員以外の取締役、執行役員および内部監査部門等からの報告などを通じて、取締役等の職務執行を監査しています。監査等委員会は、常勤監査等委員1名および社外取締役である監査等委員2名

の3名で構成されています。なお、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会室を設置しています。

監査等委員でない取締役の選解任および報酬決定に際しては、事前に内容の案を監査等委員会に提示し、監査等委員会において検討および意見決定を行うことで、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ています。

■経営会議

経営会議は、経営上の重要案件の審議、検討、情報共有等を目的として、おおむね月3回開催しています。経営会議は、代表取締役、執行役員を兼務する取締役等で構成されています。

■執行役員会議

執行役員会議は、各部門およびグループ会社の状況、コンプライアンスやリスク管理に関する取り組み状況をはじめ、経営全般に関する審議、報告を目的として毎月開催しています。執行役員会議は、代表取締役社長を議長とし、すべての執行役員で構成されています。

このほか、損益・営業・生産・開発等の状況について、担当執行役員および関係各部門管理職等が参加・構成する会議等を定期的かつ必要に応じて随時開催することなどにより、速やかな状況把握のもと対応等の検討を行い、経営判断に反映させるなど、環境変化の激しい半導体市場に柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えています。

社外取締役

当社の社外取締役は2名で、いずれも監査等委員です。当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準として、「社外取締役の独立性判断基準」を定めていますが、社外取締役2名はこの基準の要件を満たしています。当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。

内部監査・会計監査体制

当社の内部監査部門である監査室は、各業務が適切かつ効率的に実施されることを確認するため、「内部監査規程」に基づき、内部監査を実施しています。監査室は、監査等委員会の監査が実効的に行われるよう、内部監査の計画およびその結果について、定期的に、また随時に、監査等委員会に報告し、また、監査等委員会から当該報告に対して追加の監査や調査等の指示を受けた場合、優先して対応をはかります。

経営管理部門は、監査等委員会、監査室および会計監査人に対し、必要に応じて報告および資料等の提出を行い、これらの監査が適切に実施されるよう協力しています。

また、会計監査人にはEY新日本有限責任監査法人を選任し、会計監査および四半期レビューならびに内部統制監査を受けています。

役員報酬について

役員報酬決定にあたっての方針と手続

当社の役員の報酬等は、業績との連動性を加味し、内規に基づく客観性のある報酬制度としており、監査等委員でない取締役の報酬については、外部調査機関による役員報酬調査データの一定水準を基礎とし、職責・役位に応じて支給される固定報酬と、経営における収益性・資本効率性を測る重要な指標として主に当社のROEにより、その実績に基づく達成度合いに応じて支給する業績連動報酬から構成しています。固定

報酬と業績連動報酬の割合については、5:5としています。なお、業績連動報酬は、固定報酬とともに支給する業績連動分と賞与によって構成しています。

監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場であることから、外部調査機関による役員報酬調査データの一定水準を基礎とする固定報酬をもって支給することとしています。

役員の報酬等の額は、監査等委員でない取締役については、取締役会において内規に基づき所定の算定方法により決定することを決議し、支給しています。監査等委員である取締役については、監査等委員の協議により審議・決定しています。なお、監査等委員でない取締役の報酬等については、あらかじめ監査等委員会において検討および意見決定を行っており、また、賞与については、毎年の定時株主総会において役員賞与支給議案を上程し、承認決議を経て支給しています。

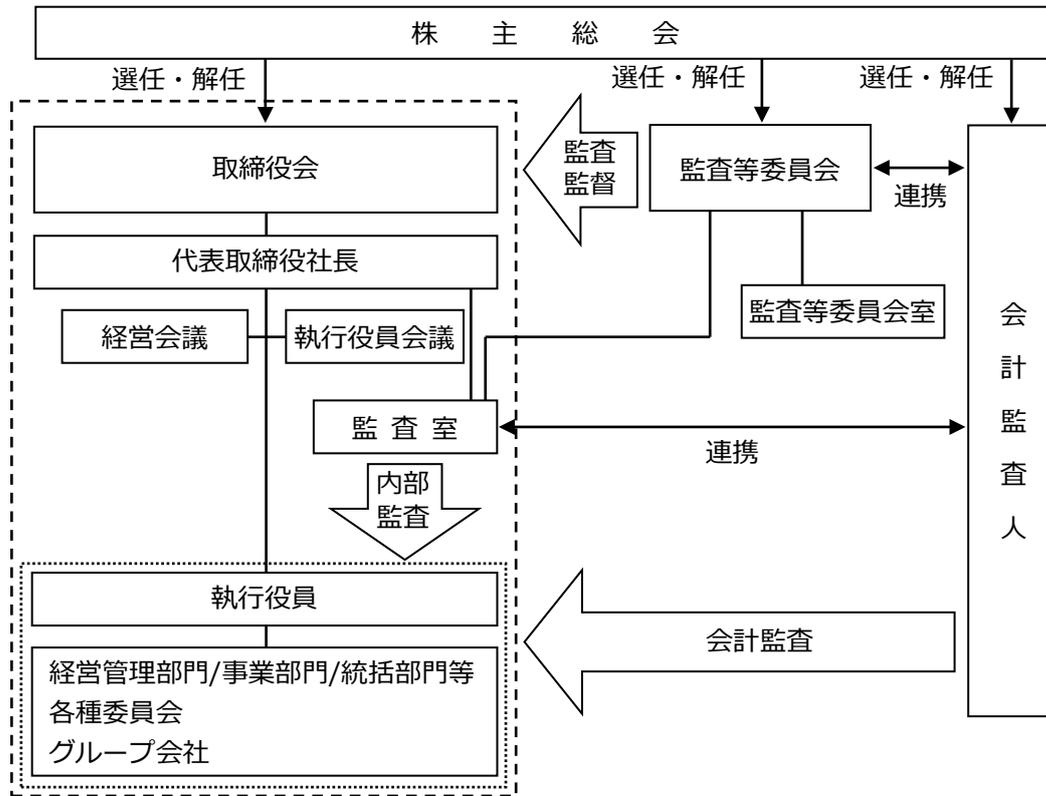
取締役の報酬等の額（2018年度）

区分	支給人員	支給額
監査等委員でない取締役	5名	184百万円
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	38百万円 (12百万円)
合計	10名	223百万円

※上記支給人員および支給額には、2018年6月26日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名および監査等委員である取締役2名を含んでいます。

※2016年6月28日開催の第81回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額は年額2億50百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額60百万円以内として承認決議されています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



コンプライアンス

ステークホルダーの方々から信頼され、社会から必要とされる企業であり続けるためには、何より、私たち社員全員が、日々の行動において常に法令を遵守し、誠実で、適正かつ公正な事業活動を行っていくことが重要です。新光電気グループでは、SHINKO Way「行動規範」に基づき、コンプライアンスの徹底をはかっています。

当社では、2019年8月に法務・コンプライアンス・知的財産本部を新たに設置し、コンプライアンスやリスクマネジメントのさらなる強化、SHINKO Wayの推進等に取り組んでいます。

コンプライアンス推進体制

当社の各部門および国内グループ会社では、部門・会社ごとにコンプライアンス責任者を任命のうえ、各部門・会社におけるコンプライアンスの推進を行っています。

また、海外グループ会社も、各社において推進体制を整備のうえ、コンプライアンス推進に取り組んでおり、グループ全体でコンプライアンスの強化をはかっています。

SHINKO Way の周知・徹底

SHINKO Way の一層の浸透・定着に向け、SHINKO Way の冊子や骨子を記載した携帯用カードの全社員への配付、啓発用ポスターの職場における掲示、全社員を対象とした毎年の教育やトップメッセージの発信など、社員が常に SHINKO Way を意識した行動を行うことができるよう、さまざまな取り組みを実施しています。

Global Business Standards の運用

社員として遵守すべきルールやガイドラインを定めた SHINKO Way「行動規範」を具体化したものが、富士通グループ共通のコンプライアンス基準である Global Business Standards (GBS) です。

GBS は、文化や常識、法制度の異なる世界中の国・地域において統一的に運用できるよう、具体的な項目ごとに、社員一人ひとりがどのように行動すべきかを各国の言語により解説した基準です。贈収賄・腐敗行為防止や競争法遵守等をはじめ、多岐にわたる遵守項目について詳細に説明することにより、日々のビジネス活動における手引きの役割を果たしています。

※Global Business Standards (GBS)

https://www.shinko.co.jp/environment/pdf/global_business_standards.pdf

Global Business Standards (GBS) 項目

1. 人権を尊重します
 - 1.1 人権の尊重
 - 1.2 差別行為またはハラスメント
 - 1.3 健全な職場環境
2. 法令を遵守します
 - 2.1 関連諸法令および規制の尊重と遵守
 - 2.2 財務報告および社内記録
 - 2.3 環境と製品
 - 2.4 健康と安全
 - 2.5 国際貿易
 - 2.6 マネーロンダリング
3. 公正な商取引を行います
 - 3.1 公正な競争
 - 3.2 贈収賄
 - 3.3 政府との対応
 - 3.4 公正かつ倫理的な購買
 - 3.5 マーケティングと広告
 - 3.6 政治およびメディア活動
4. 知的財産を守り尊重します
 - 4.1 知的財産権の保護
 - 4.2 第三者の知的財産権の尊重
5. 機密を保持します
 - 5.1 一般原則
 - 5.2 秘密情報の保護
 - 5.3 お客様など第三者の秘密情報の保護
 - 5.4 個人情報への取扱い
6. 業務上の立場を私的に利用しません
 - 6.1 一般原則
 - 6.2 利益の相反
 - 6.3 贈答および接待
 - 6.4 インサイダー取引
 - 6.5 会社資産の保護

関連規程類の整備

SHINKO Way「行動規範」および GBS に沿い、グループにおけるコンプライアンスの徹底をはかるため、コンプライアンスに関する基本的事項を規定した「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスガイドライン」を制定しています。さらに、特にビジネスに与える影響が大きい独占禁止法・競争法遵守、反贈収賄・反腐敗、反社会的勢力への対応等の分野について、細則やガイドラインを整備し、詳細に規定しています。

なお、国内・海外における法制度の整備・変更やリスクの増大等、外部環境の変化をふまえ、細則およびガイドラインを適宜制定、改定しています。

コンプライアンス教育

社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、継続的な教育を計画的に実施しています。特にビジネス上のリスクが高い、贈収賄・腐敗行為や競争法違反等の分野に関する教育については、新光電気グループにおける関係者全員が定期的・反復的に必ず受講するしくみにより、リスクの軽減をはかっています。

2018年度は、当社および国内グループ会社の全関係者向けに、贈収賄・腐敗行為防止に関する集合教育を実施しました（のべ 11 回開催・448 名受講）。

国内においては、このほかカルテル防止・反贈収賄に関する e-Learning やコンプライアンス全般に関する階層別教育、欧州一般データ保護規則（GDPR）に関する教育等を実施しました。

海外においては、全拠点において、カルテル防止・反贈収賄・安全保障輸出等に関する e-Learning を実施するとともに、一部の拠点では集合教育も実施しました。

今後も、各種教育を引き続き実施することにより、グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成、およびリスクの軽減に取り組んでまいります。



〔コンプライアンス集合教育（海外拠点）〕

内部通報制度の整備

新光電気グループのすべての社員がコンプライアンスに関する通報・相談を行えるよう、国内において「企業倫理ヘルプライン（社内および社外窓口）」を設置するとともに、海外においても外部機関が運用する通報窓口を利用できる環境を整備しています。これらの窓口については、コンプライアンス教育、イントラネットやポスター、連絡先を記載した携帯用カードの配付等により周知をはかっています。



〔窓口連絡先を記載した携帯用カード〕

さらに、「お取引先コンプライアンスライン」を設置のうえ、部材等の調達先であるお取引先からの通報を受け付けています。

なお、これらの窓口については、匿名での通報・相談も受け付けています。

また、通報・相談を理由として通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止するとともに、通報者が特定されることのないよう情報の取り扱いに細心の注意を払っています。通報がなされた場合は適切な調査を実施し、調査の結果、行動規範や GBS に照らして問題が認められた場合には、是正を実施し（懲戒処分を含む）、再発防止策を講じています。今後も、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見をはかるべく、内部通報制度の周知、利用促進に努め、風通しのよい組織風土の醸成を目指します。

RBA 行動規範への取り組み

新光電気グループにおいては、従前より EICC (Electronic Industry Citizenship Coalition、電子業界 CSR アライアンス) が定める行動規範を尊重のうえ、取り組みを推進してまいりました。

昨今、電子業界以外の企業による EICC への加入が増加している状況等をふまえ、EICC は 2016 年に参加企業資格拡大のうえ、2017 年 10 月には RBA (Responsible Business Alliance) に改称しました。これに伴い行動規範も、内容、構成を若干変更したうえで「EICC 行動規範」から「RBA 行動規範」に名称を変更しました。

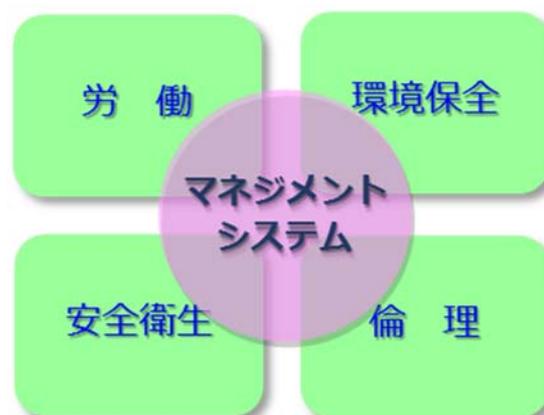
新光電気グループは、引き続き RBA 行動規範を尊重し、「労働」「安全衛生」「環境保全」「企業倫理」の 4 側面で、行動規範が規定する基準への適合性を向上させるため、同規範の「マネジメントシステム」に規定されている管理体制の充実とプロセスの実践に努めています。

具体的には、各側面のリスク評価や法規制・顧客要求事項等の遵守状況確認などを行い、その結果もふまえ年間目標および実施計画を策定し、経営トップのマネジメントレビューを経た後に、各種の施策を実施しています。

また、管理体制、法規制等の遵守、基準への適合性および計画の実施等の状況について監査を行い、必要に応じ是正をはかる体制を整えています。

これらの年間活動およびその監査結果については、経営トップに報告し、レビューを受けたうえで、その意見を翌年度の活動に反映させています。さらに、お取引先にも RBA 行動規範についてご理解いただき、同規範に基づく活動を実施していただくように努めることで、サプライチェーン全体での行動規範の推進にも取り組んでいます。

なお、2017 年 3 月より富士通グループが RBA に加入したこともふまえ、新光電気グループは、国内に加え海外の生産拠点においても、RBA 行動規範に基づく活動の一層の充実をはかっています。



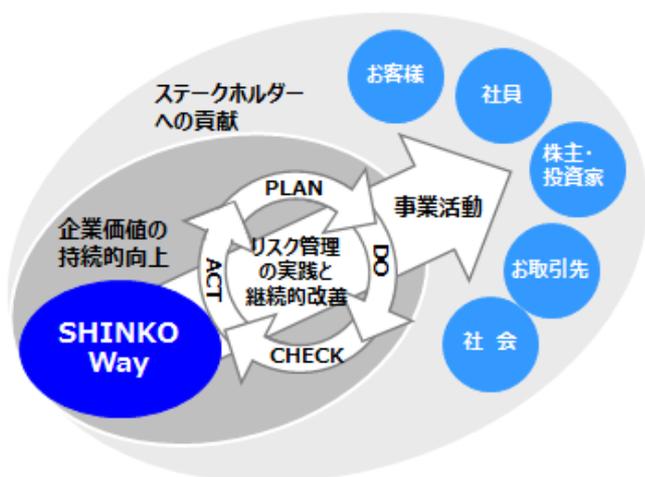
リスクマネジメント

新光電気グループは、事業活動を通じて、企業価値を持続的に向上させ、お客様や地域社会をはじめすべてのステークホルダーの皆様に貢献することを目指しています。この目的の達成に影響を及ぼすリスクを適切に把握し、その未然防止および発生時の影響の最小化と再発防止を経営における重要な課題と位置づけています。そのうえで、SHINKO Way に基づくグループ全体のリスク管理体制を構築し、その実践と継続的改善を行ってまいります。

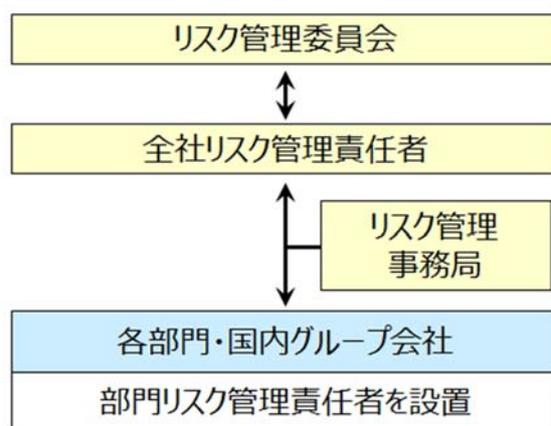
リスクマネジメントの推進

新光電気グループ（国内）では、各部門・グループ会社におけるリスクマネジメント推進のため、「リスク管理委員会」を設置しています。当社のリスク管理に関するすべての責任と権限を有する全社リスク管理責任者である社長がその委員長を務め、各部門には部門リスク管理責任者を配置し、相互に連携をはかりながら、潜在リスクの発生予防と顕在化したリスクへの対応の両側面からリスクマネジメントを推進する体制を構築しています。

【リスクマネジメントの考え方】



【リスク管理体制図】



事業活動に伴うリスクアセスメント

新光電気グループは、グループに影響を及ぼすリスクを適切に把握し、対応するために、潜在リスク調査を年1回実施しています。潜在リスク調査は、各部門・各グループ会社で、発生可能性のあるリスク（潜在リスク）を抽出・分析・評価したうえで、影響の回避や軽減をはかる対策に努めるとともに、万一リスクが顕在化した場合には迅速に対応するよう努めています。

【事業等のリスク（※）】

1. 財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況の異常な変動
2. 特定の取引先・製品・技術等への依存
3. 特有の法的規制・取引慣行、重要な訴訟事件等の発生
4. 地震等の災害、事故等の発生、新型インフルエンザ等の感染症の流行等
5. 機密情報、個人情報等の流出

※事業等のリスクに記載した事項は新光電気グループのすべてのリスクを網羅するものではありません。

事業継続の取り組み

新光電気グループは、災害、事故など不測の事態発生時の対応として、社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とし、公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な活動を実施することとしています。

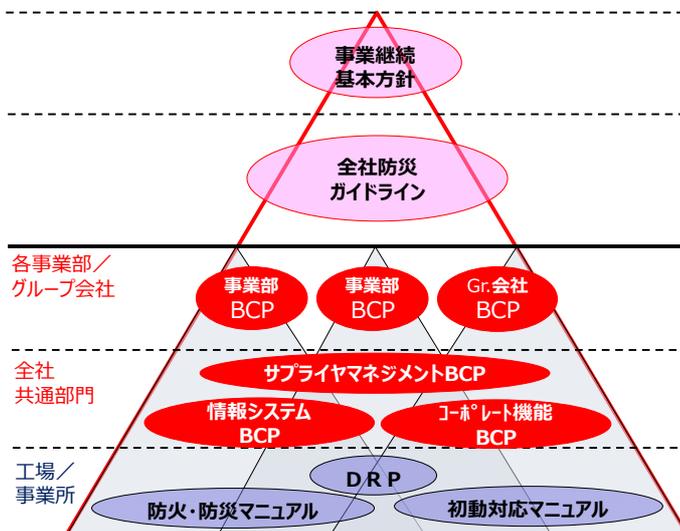
事業継続マネジメント（BCM）

新光電気グループにおいては事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）の推進にあたり、全社 BCM の基本方針として「新光電気グループ事業継続基本方針」を制定しています。また、「全社防災ガイドライン」に基づき、各統括・事業部門においても「事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）」を策定し、不測の事態発生時にも、組織の重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要とされる初動対応を定め、必要な事前対策、教育訓練を実施しています。

さらに各工場の自衛消防組織を対象に「災害時対応計画（DRP：Disaster Recovery Plan）」の実効性を高めることを目的とした DRP 図上シミュレーション訓練を全工場で開催しており、2018 年度は「夜間・休日における参集」や「災害時のトイレ対策」など、より具体的なケースについてディスカッションを行いました。

今後も、BCP における対策の実施、教育・訓練、評価・改善、マネジメントレビューを行い、現場定着に向けた活動を行ってまいります。

【事業継続マネジメントの推進体制】



〔DRP 図上シミュレーション訓練〕

新光電気グループ事業継続基本方針

■ 基本理念

新光電気グループは、さまざまなリスクに対する対応力・復旧力の向上に継続的に取り組むことにより、自然災害・事故をはじめとする不測の事態発生時においても重要な事業を継続し、企業としての社会的責任を遂行するとともに、お客様の求める高性能・高品質なプロダクト、サービスの安定的な供給を実現します。

【行動指針（平常時）】

- 各事業において、不測の事態発生時にも継続すべき重要業務と目標復旧時間を決定し、それを達成するための対策を計画的に実施します。
- 不測の事態発生時の事業継続および復旧のための手順書を作成し、計画的な訓練を実施します。
- 事業環境の変化や訓練の結果を定期的に評価し、その結果に基づいた対策計画や復旧手順書の見直し・改善を継続的に実施します。

【行動指針（不測の事態発生時）】

- 社員および社員家族、周辺地域の人命の安全確保および二次災害の防止を最優先事項とします。
- 公益への貢献に配慮しながら、お客様の重要な業務継続のために必要な新光電気としての活動を実施します。
- ステークホルダーに対する緊急時コミュニケーションを早期に確立し適切な情報発信に努めます。

全社防災

当社では、予見できない大規模災害に備えた全社防災体制の基本的な考え方を定めた「全社防災ガイドライン」を策定しており、各工場においては、「全社防災ガイドライン」をもとに地域および事業所の特性を考慮した「事業所防火防災マニュアル」、「災害時対応計画（DRP）」を策定し、効果的に初動に対処できる体制の構築を進めています。

防災体制・対応力強化に向けた取り組み

当社では、事故の未然防止、災害時の人的・物的被害を最小限にとどめるために、各工場における防火防災マニュアル、災害時対応計画（DRP）、防災組織の運用、防災備品・設備の整備状況などについて、定められたチェック項目に従って自主的に点検を行う防災自主点検を実施しています。

また、社員の安否確認を迅速かつ確実にするため、安否確認システムを導入しており、毎年防災訓練とあわせて全社員を対象に安否報告・確認訓練を実施しています。

全社防災訓練の実施

毎年、全工場一斉防災訓練のほか、防災体制の実効性を検証し、対応力を強化するために、さまざまな災害、事故（爆発、漏洩等）を想定した各種対応のシミュレーション、訓練の実施等を行うとともに、自衛消防隊組織等による定期的な訓練を実施しています。

また、海外の各生産拠点においても毎年防災訓練を実施し、有事の際は一人ひとりが迅速に的確な初動対応がとれるよう対応力の強化をはかっています。



〔SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.の夜間の避難訓練〕

トピックス

帰宅困難者対応訓練の実施

大地震などの災害発生直後は、橋の崩落・道路状況等により多くの帰宅困難者が出るのが予想されます。2018年度は更北工場の防災訓練において、帰宅困難者対応訓練を実施しました。

二次避難場所の設営や備蓄食料品等の配付など、実際に行ってみることで具体的な課題や改善点が見えてきました。今後は、訓練対象者の規模拡大、他工場への横展開をはかってまいります。



〔帰宅困難者対応訓練〕

情報セキュリティ

近年、情報通信技術の進展により個人情報や機密情報の漏洩リスクが以前にも増して高まっており、情報セキュリティの強化は企業における責務となっています。

新光電気グループにおいては、業務における各種情報の適切な取り扱いを企業活動の基本と位置づけ、2017年にSHINKO Wayに基づいた全社方針として、「情報セキュリティ基本方針」を制定しました。また、「情報管理規程」をはじめとする関連規定類を整備し、情報セキュリティの確保・向上に取り組んでいます。

情報セキュリティ基本方針

1. 目的

新光電気グループは、事業の遂行において情報が基礎となること、また、情報の取扱いにおけるリスクを深く認識し、次の事項を目的として情報セキュリティに取り組むことにより、SHINKO Wayに示す「お客様のかけがえないパートナーとなり、お取引先と共存共栄の関係を築く」との企業指針を実現し、社会的責任の重要な側面として、行動規範で定める「機密保持」を実践いたします。

- (1)新光電気グループは、その事業において、お客様およびお取引先の個人や組織から提供を受けた情報を適切に取り扱い、当該個人および組織の権利および利益を保護します。
- (2)新光電気グループは、その事業において、営業秘密、技術情報その他の価値ある情報を適切に取り扱い、新光電気グループの権利および利益を保護します。
- (3)新光電気グループはその事業において情報を適切に管理し、製品およびサービスを適時にかつ安定的に提供することによりその社会的機能を維持します。

2. 取組の原則

新光電気グループは、次の事項を情報セキュリティへの取組みの原則とします。

- (1)取り扱う情報について、機密性、完全性、可用性の維持を情報セキュリティの目的とし、これを達成するための情報セキュリティ対策を立案します。
- (2)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、体制と責任を明確にします。
- (3)情報セキュリティ対策を維持するため、計画、実施、評価および改善の各段階のプロセスを整備し、情報セキュリティの水準を維持・向上させます。
- (4)情報セキュリティ対策を適切かつ確実に実施するため、役員および従業員に対し情報セキュリティに関する啓発と教育を行い、その重要性を認識させ、行動させます。
- (5)情報セキュリティ対策を適切に実施するため、情報の取扱いに伴うリスクおよび対策のための投資を勧案します。

3. 新光電気グループの施策

上記目的および取組みの原則に基づく情報セキュリティ対策を確実に実施するため、新光電気グループは、関連規定を整備し、これを実施します。

【情報セキュリティ関連規定体系】



情報の適切な管理

当社では、社内に流通する情報に関する取り扱いのルールとして「情報管理規程」を定め、情報を分類し、適切に管理、運用しています。また、分類された情報を、法的な要求事項、価値、重要性など複数の観点から格付けを行い、格付けに応じたセキュリティ対策を講じて情報を保護しています。

情報保護マネジメントシステムによる情報の保護

当社では、他社秘密情報および当社秘密情報を適切に保護するために、業務上取り扱う情報について、適切な管理を設定し現場での自律した情報保護の取り組みと、内部監査の実施により、取り組み状況を確認する「情報保護マネジメントシステム」を構築し、情報保護の強化に努めています。

情報セキュリティ教育

情報漏洩を防ぐためには、社員一人ひとりが、情報セキュリティルールを軽視した行為が重大なセキュリティ事故につながるリスクを十分認識し、ルールの徹底、セキュリティに対する意識の向上をはかることが重要だと考えています。社員の意識向上策の一環として、階層別教育や e-Learning、職場教育等による情報セキュリティ教育を実施しています。2018 年度は、国内における新光電気グループ全社員約 4,400 名を対象に、情報管理教育を実施し、100%の修了率となっています。

今後も継続的に教育・啓蒙を実施することにより、日頃より情報セキュリティを強く意識した行動を心掛けるよう、社員の意識向上をはかってまいります。

個人情報の保護

当社では、個人の人格尊重の理念のもと、個人情報を適正に取り扱うことを企業としての社会的責務であると深く認識し、「個人情報保護ポリシー」および「個人情報管理規程」を定め、個人情報の保護、尊重に取り組んでいます。

業務において利用する個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム」により、適正な管理、運用に努めています。

また、EU 一般データ保護規則（GDPR）をはじめ海外における個人情報保護法令へも適切に対応するため、個人情報保護の強化をはかっています。2018 年度は、GDPR について、関係者に対する教育や基本ルールの周知等を実施しました。

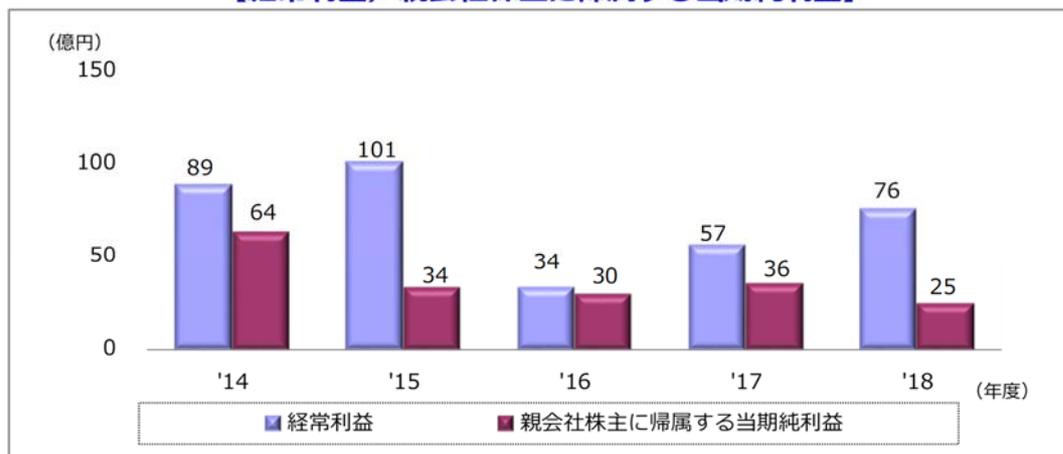
【情報の分類】

情報の分類			
公開情報			公開ウェブサイト、カタログ等、一般に公開されているものをいいます。
秘密情報	当社の秘密情報	社外秘情報	社外に開示してはならない情報のことをいい、社内ルール、社内報等がこれにあたります。
		関係者外秘情報	「人事情報」「研究中の技術情報」「顧客リスト」等、知る必要のない人には知られてはならない情報をいいます。
	他社秘密情報		秘密保持契約やライセンス契約等によりお客様や他社から入手した秘密情報など、契約による守秘義務が課されている情報です。
			個人情報 公開情報、秘密情報に関わらず、左記の各情報には、お客様やお取引先、社員等に関する多様な個人情報が含まれています。

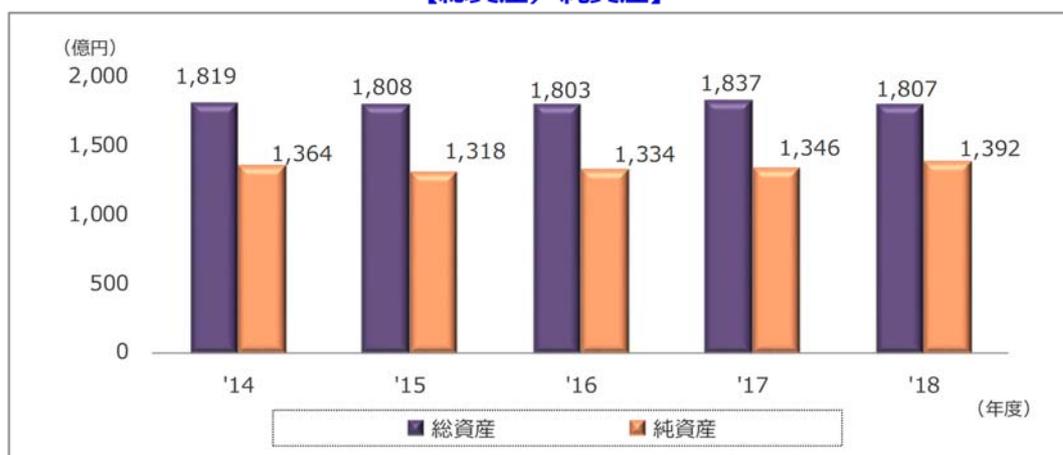
財務・非財務データ

業績・財務情報（連結）

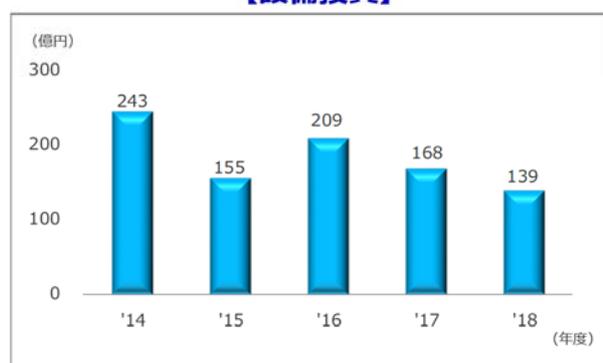
【経常利益／親会社株主に帰属する当期純利益】



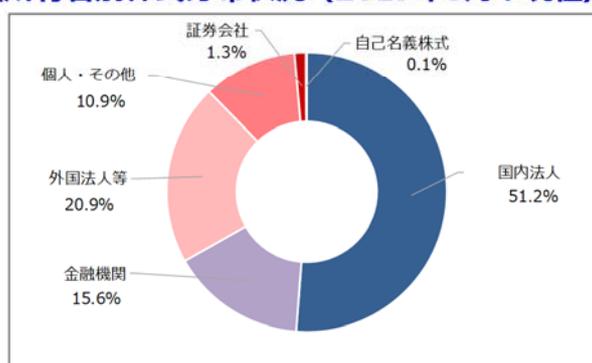
【総資産／純資産】



【設備投資】



【所有者別株式分布状況（2019年3月末現在）】



社員関連データ

【社員構成】（新光電気グループ）

		2016年度 (2017年3月期)	2017年度 (2018年3月期)	2018年度 (2019年3月期)
地域別社員数（人）	日本（比率）	4,848	4,785	4,850
	アジア（"）	85.0%	84.9%	84.8%
	米州（"）	14.1%	14.2%	14.4%
雇用形態別社員数（人）	正規	0.9%	0.9%	0.8%
	非正規※	4,848	4,785	4,850
		263	295	339

※嘱託社員、契約社員、パートタイマー等を含み、派遣社員は含まない。

【多様性】（新光電気）

		2016年度 (2017年3月期)	2017年度 (2018年3月期)	2018年度 (2019年3月期)
社員数（人）		4,037	3,987	4,035
平均年齢（歳）		44.8	45.2	44.9
平均勤続年数（年）	全平均	22.9	23.3	23.0
	男性	22.4	22.8	22.3
	女性	24.8	25.3	25.2
男女別社員数（人）	男性	3,164	3,121	3,160
	女性	873	866	875
女性社員比率（%）		21.6%	21.7%	21.7%
女性管理職比率（%）※ ¹		2.1%	2.4%	2.6%
外国人社員数（人）※ ²		6	8	20
障がい者雇用率（%）※ ³		2.24%	2.25%	2.37%

※¹ グループ会社への出向者および非正規含む。

※² グループ会社からの出向者および非正規含む。

※³ 国内グループ会社および非正規含む。（毎年6月集計）

【雇用状況】（新光電気）

		2016年度 (2017年3月期)	2017年度 (2018年3月期)	2018年度 (2019年3月期)
新卒採用（人）	合計	51	49	105
キャリア採用（人）	合計	3	18	83
正規社員の離職率（%）※		0.8%	1.4%	1.4%

※正規社員の離職率：定年退職者を含む。

【制度利用】（新光電気）

		2016年度 (2017年3月期)	2017年度 (2018年3月期)	2018年度 (2019年3月期)
育児休職 利用者数（人）	合計	28	19	29
	男性	1	0	2
	女性	27	19	27
育児休職後の復職率（%）		94%	100%	100%
育児休職後の定着率（%）※		100%	94%	100%
介護休職 利用者数（人）	合計	2	2	1
	男性	1	1	0
	女性	1	1	1
介護休職後の復職率（%）		100%	100%	-
介護休職後の定着率（%）※		-	100%	50%
出産育児サポート休暇 取得者数（人）		32	44	39

※育児休職後／介護休職後の定着率：復職後12カ月の時点で在籍している社員の比率。

環境データ

環境測定データ

更北工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/m ³ N	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	m ³ N/h	4.41	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /m ³ N	(150)	130	- ^{※2}	- ^{※2}

□水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/ℓ)

項目	下水排除基準	自主基準	実績値	
			最大	平均
水素イオン濃度	5.0~9.0	5.2~8.8	7.4	7.1
BOD	600	540	370	140
浮遊物質量	600	300	210	59
n-ヘキサン	5	4.5	<1	<1
銅	3	1	0.24	0.11
亜鉛	2	1	0.94	0.25
溶解性鉄	10	5	0.35	0.10

高丘工場

□大気 対象：C棟小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/m ³ N	(0.1)	0.03	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	m ³ N/h	3.68	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /m ³ N	(150)	130	- ^{※2}	- ^{※2}

対象：K棟小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/m ³ N	(0.1)	0.03	<0.005	<0.005
硫黄酸化物	m ³ N/h	7.40	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /m ³ N	(150)	130	34	21

□水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/ℓ)

項目	国の基準	長野県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.0-8.4	7.7	7.37
BOD	160	30	27	24.0	8.0
浮遊物質量	200	50	25	20	7
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	2	1	0.52	0.19
亜鉛 ^{※4}	5	3	1.5	0.05	0.01
溶解性鉄	10	10	3	0.26	0.11
溶解性マンガン	10	10	3	0.13	0.09
クロム	2	1	0.5	<0.02	<0.02

※1 大気汚染防止法施行規則附則 (S60.6.6 総令 31) に
より、当面は適用無し

※2 1回/3年の測定管理 (2018年度は測定無し)

※3 燃料は硫黄成分の含有無しのため測定不要

※4 国・県の基準値は、2021年12月10日までの暫定基準

若穂工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/m ³ N	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	m ³ N/h	5.5	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /m ³ N	(150)	135	83	39

□水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/ℓ)

項目	下水排除基準	自主基準	実績値	
			最大	平均
水素イオン濃度	5.0~9.0	5.2~8.8	7.8	7.5
BOD	600	540	390	275
浮遊物質量	600	200	74	50
n-ヘキサン	5	4.5	3.50	1.25
銅	2	1.8	0.60	0.33
亜鉛	3	1	<0.02	<0.02
溶解性鉄	10	3	<0.02	<0.02
溶解性マンガン	10	4	0.84	0.24
クロム	2	0.4	<0.02	<0.02

新井工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/m ³ N	(0.1)	0.02	- ^{※2}	- ^{※2}
硫黄酸化物	m ³ N/h	7.1	0.2	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /m ³ N	(150)	120	- ^{※2}	- ^{※2}

□水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/ℓ)

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.0-8.4	7.4	7.2
BOD	160	25	23	4.4	2.8
浮遊物質量	200	50	32	14	5
n-ヘキサン	5	5	4	<1	<1
銅	3	2	1	0.13	0.08
亜鉛 ^{※4}	5	5	1	0.03	0.03
溶解性鉄	10	10	5	1.59	0.34
溶解性マンガン	10	10	3	0.16	0.07
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02

京ヶ瀬工場

□大気 対象：小型貫流ボイラー

項目	単位	国の基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
ばいじん ^{※1}	g/m ³ N	(0.1)	0.03	<0.01	<0.01
硫黄酸化物	m ³ N/h	4.65	-	- ^{※3}	- ^{※3}
窒素酸化物 ^{※1}	cm ³ /m ³ N	(150)	130	23	20

□水質 単位：水素イオン濃度 (pH)、それ以外 (mg/ℓ)

項目	国の基準	新潟県基準	自主基準	実績値	
				最大	平均
水素イオン濃度	5.8-8.6	5.8-8.6	6.2-8.2	7.6	7.1
BOD	160	160	80	5.6	3.9
浮遊物質量	200	200	65	3	2
n-ヘキサン	5	5	2	<1	<1
銅	3	3	1	0.04	0.02
亜鉛 ^{※4}	5	5	1	<0.02	<0.02
溶解性鉄	10	10	3	0.16	0.09
溶解性マンガン	10	10	3	0.04	0.01
クロム	2	2	0.5	<0.02	<0.02

環境負荷データ

※集計対象：新光電気グループ（国内）

INPUT	2016年度	2017年度	2018年度
エネルギー(GJ)	3,106,435	3,203,717	3,174,950
電力 (MWh)	273,263	280,757	279,916
軽油 (千ℓ)	2	4	4
ガス (千m ³)	15,634	16,366	15,791
再生可能エネルギー (MWh)	47	46	33
物質 (トン)	16,672	18,200	16,548
原材料 (トン)	13,937	15,251	13,589
化学物質 (トン)	2,735	2,949	2,959
水資源 (千m³)	3,255	3,315	3,488
上水道 (千m ³)	486	770	830
地下水 (千m ³)	2,769	2,545	2,658
リサイクル率 (%)	46	50	50

(用語解説)

再生可能エネルギー	太陽光による発電量
化学物質	PRTR 対象物質の取扱量
水資源リサイクル率	(総使用量 - 水資源投入量) / 総使用量

物流	2016年度	2017年度	2018年度
INPUT エネルギー			
軽油 (千ℓ)	847	894	852
OUTPUT 大気			
CO ₂ (トン-CO ₂)	2,239	2,363	2,251

(用語解説)

INPUT	エネルギー	お客様への製品納入（国内流通分）にかかった運送エネルギー量
OUTPUT	CO ₂	お客様への製品納入（国内流通分）にかかった運送エネルギーの消費に伴う二酸化炭素排出量

OUTPUT	2016年度	2017年度	2018年度
大気			
CO ₂ (Scope1) (トン-CO ₂)	32,739	34,275	36,146
更北工場	3,339	3,401	3,678
若穂工場	10,355	10,259	9,958
高丘工場	11,609	12,182	13,262
新井工場	6,345	7,206	8,056
京ヶ瀬工場	1,077	1,204	1,168
その他	14	23	24
CO ₂ (Scope2) (トン-CO ₂)	111,218	114,268	113,926
更北工場	19,467	18,868	18,984
若穂工場	27,528	26,810	27,956
高丘工場	33,552	36,530	35,064
新井工場	25,235	26,375	26,515
京ヶ瀬工場	2,206	2,282	2,173
その他	3,230	3,403	3,234
I初キ-の消費に起因しない温室効果ガス(Scope1) (トン-CO ₂)	792	913	889
NOx (トン)	19	17	15
SOx (トン)	0	0	0
化学物質 (トン)	5	6	5
水域			
排水 (千m ³)	2,832	2,820	2,777
河川放流	1,914	1,915	1,851
下水道放流	918	905	926
BOD (トン)	257	202	225
廃棄物 (トン)	19,545	21,265	21,305
有効利用物 (トン)	19,531	21,249	21,280
その他廃棄物 (トン)	14	16	25
特定有害産業廃棄物	0	0	0
有効利用率 (%)	99.9	99.9	99.9

(用語解説)

CO ₂	工場等で使用したエネルギーの消費に伴う二酸化炭素排出量（富士通グループ GHG プロトコルで換算） (Scope1：重油・ガス・軽油、Scope2（ロケーション基準）：電気）
エネルギーの消費に起因しない温室効果ガス	工場等で使用したエネルギーの消費に起因しない温室効果ガスの排出量（GWP換算）（Scope1）
NOx	工場等のボイラーなどから排出された窒素酸化物量
SOx	工場等のボイラーなどから排出された硫黄酸化物量
化学物質	PRTR 対象物質の排出量
BOD	工場等から排水に含まれて排出された酸素量（BOD：生物化学的酸素要求量、河川の有機汚濁を測る指標）
有効利用物	廃棄物のうち、有効利用したもの
その他廃棄物	廃棄物のうち、単純焼却および埋立てた量（廃棄物 - 有効利用物）
特定有害産業廃棄物	その他廃棄物のうち、特性に合わせた管理が必要なもの
有効利用率	有効利用物 / 廃棄物量

環境マネジメントシステム ISO14001 認証取得状況

国内拠点（富士通グループ統合認証登録事業所 認証取得日/1995年9月12日）

〔当社事業所〕

本社(更北工場) 若穂工場 高丘工場 新井工場 京ヶ瀬工場 会津分室 新光開発センター

〔国内子会社〕

新光パーツ株式会社 新光テクノサーブ株式会社

海外生産拠点

SHINKO ELECTRONICS (MALAYSIA) SDN. BHD.

(認証取得日/2000年10月18日)

KOREA SHINKO MICROELECTRONICS CO., LTD.

(認証取得日/2003年7月3日)

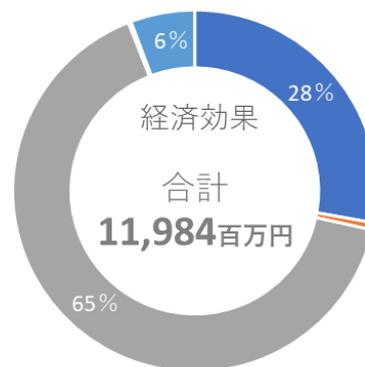
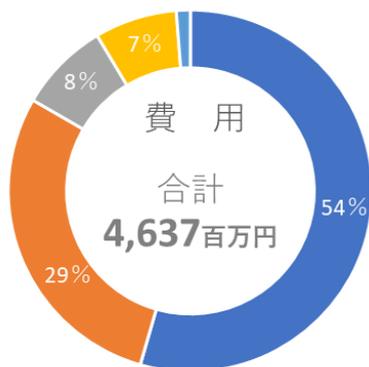
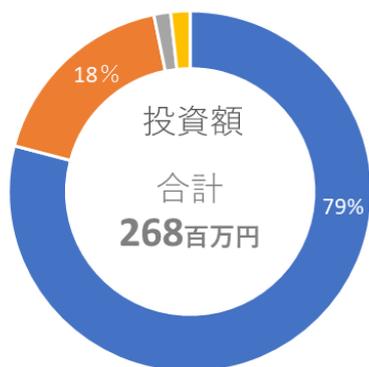
SHINKO ELECTRIC INDUSTRIES (WUXI) CO., LTD.

(認証取得日/2009年2月14日)

環境会計

環境省の「環境会計ガイドライン 2005年版」および「富士通グループ環境会計ガイドライン」（富士通グループ独自の考え方に基づく推定的効果などを加味）に準拠し集計しています。

2018年度実績

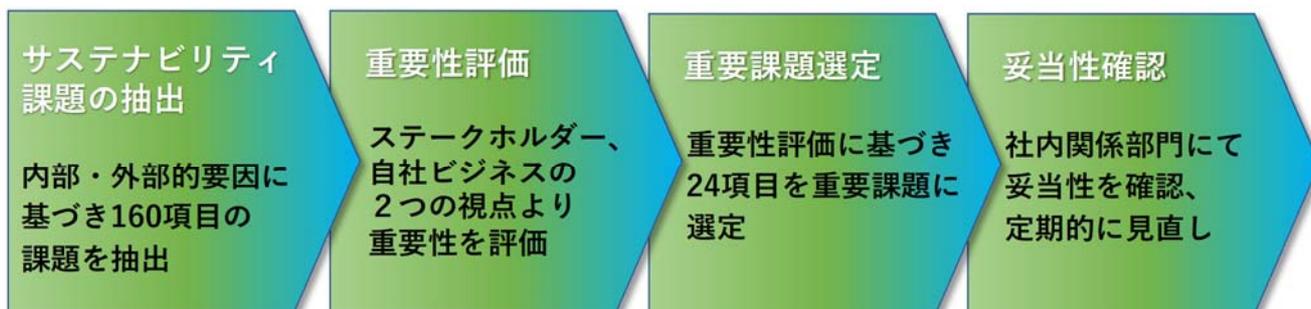


- 公害防止 : 大気・水資源関連コストなど
- 地球環境保全 : 省エネルギー、気候変動対策など
- 資源循環 : 廃棄物処理、資源の効率的利用など
- 管理活動 : ISO14001、環境教育、環境保全など
- 研究開発 : 製品等への環境配慮研究など

重要性の評価・重要課題の選定

重要課題の選定にあたっては、企業指針や経営方針等の内部的要因と主要な国際標準や社会的要請等の外部的要因よりサステナビリティ課題（社会的課題）を抽出し、それらについてステークホルダーにおける重要性和新光電気グループのビジネスにおける重要性の2つの視点による重要性評価を行うプロセスとしています。選定した重要課題については、社内関係部門において妥当性の確認を行うとともに、定期的に見直しを実施しています。今年度の選定プロセスにおいては、サステナビリティ課題の抽出にあたり、SDGs 目標も参考にしています。

【重要課題選定プロセス】



◆参考にした国際サステナビリティ関連標準

- ① GRI サステナビリティ・レポート・スタンダード
- ② RBA (Responsible Business Alliance) 行動規範
- ③ ISO26000
- ④ 国連グローバル・コンパクト
- ⑤ SDGs (Sustainable Development Goals)

【重要性評価による重要課題の選定】



ステークホルダーとのコミュニケーション

新光電気グループにおけるビジネスは、お客様、お取引先、株主・投資家や地域社会の皆様、および社員等、さまざまなステークホルダーの皆様によって支えられています。ステークホルダーの皆様から寄せられるご期待に応え、長期的かつ安定的な利益の創出および企業価値の継続的な向上をはかることが、新光電気グループに求められています。

新光電気グループにおいては、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを通じて、新光電気グループに対するご期待やご要望等を把握するとともに、社会的課題を理解することにより、企業としての社会的責任の遂行、社会の持続的成長への貢献を目指してまいりました。

今後も、ステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを一層充実させることにより、信頼関係の向上、社会的課題への取り組みの強化をはかってまいります。



ステークホルダーとの主なコミュニケーション

ステークホルダー	SHINKO Way における企業指針	コミュニケーション (主要なもの)	主な窓口部門
お客様	お客様の成功に貢献し、かけがえのないパートナーとしてともに成長することを目指します	<ul style="list-style-type: none"> ・お客様満足度調査 ・お客様からの CSR・RBA 関連調査・監査対応 ・国内・海外における展示会 ・ウェブサイトによる情報発信 等 	営業部門 海外販売会社 事業部門
お取引先	長期的な信頼関係を構築し、良きパートナーとしてともに繁栄・存続していく、共存共栄の関係を築きます	<ul style="list-style-type: none"> ・調達指針等周知 ・アンケート (CSR、事業継続マネジメント等)、実地監査 ・紛争鉱物調査 ・お取引先コンプライアンスライン 等 	資材調達部門
株主・投資家	企業価値向上の取り組みや成果を理解いただけるよう、事業活動の状況や財務情報を適時・適正に開示します	<ul style="list-style-type: none"> ・株主総会 ・報告書・中間報告書 ・IRウェブサイトによる情報発信 ・問い合わせ対応 ・IRフォーラム 等 	広報 IR 部門
地域社会	地域活動等の社会貢献活動を通じ、地域に根ざした企業として地域社会との共生をはかります	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の皆様との定期交流会 ・工場見学会 (地域・近隣学校) ・地域行事への参加 ・社会貢献・ボランティア活動 ・自治体との対話 等 	総務部門 各事業所
社員	多様性の尊重による企業価値の向上を目指すとともに、自己の成長を実現できるよう支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・労働協議会、働き方改革労使会議 ・安全衛生委員会 ・内部通報相談窓口 ・目標管理・業務目標面接制度 ・社内報、イントラネット 等 	人事部門 総務部門

GRIスタンダード対照表

1. 一般標準開示項目

※・・中核 (Core) オプションの指標

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
組織のプロフィール			
102-1	※ 組織の名称	3	新光電気グループ概要
102-2	※ 主要なブランド、製品、サービス	5	部門別概況
102-3	※ 本社の所在地	3	新光電気グループ概要
102-4	※ 事業所の所在地	4	事業拠点
102-5	※ 所有形態および法人格	3 38-40 49	新光電気グループ概要 コーポレート・ガバナンス 業績・財務情報 (連結)
102-6	※ 参入市場	4 5	事業拠点 部門別概況
102-7	※ 組織の規模	3 4 49 50	新光電気グループ概要 事業拠点 業績・財務情報 (連結) 社員関連データ
102-8	※ 従業員およびその他の労働者に関する情報	50	社員関連データ
102-9	※ サプライチェーン	35-37	サプライチェーンによる社会的責任の推進
102-10	※ 組織およびそのサプライチェーンに関する重大な変化	-	※該当なし
102-11	※ 予防原則または予防的アプローチ	19-20 27-29 43 44-48 54	環境リスク対策 安全・快適な職場環境づくり RBA 行動規範への取り組み リスクマネジメント 重要性の評価・重要課題の選定
102-12	※ 外部イニシアティブ	43	RBA 行動規範への取り組み
102-13	※ 団体の会員資格	-	※該当なし
戦略			
102-14	※ 上級意思決定者の声明	6	トップメッセージ
102-15	重要なインパクト、リスク、機会	6 8-12 14 44-48	トップメッセージ CSR 活動マネジメント 環境マネジメントシステム リスクマネジメント
倫理と誠実性			
102-16	※ 価値観、理念、行動基準・規範	1 41-42	SHINKO Way コンプライアンス
102-17	倫理に関する助言および懸念のための制度	22-23 41-42	人権尊重への取り組み コンプライアンス
ガバナンス			
102-18	※ ガバナンス構造	38-40	コーポレート・ガバナンス
102-19	権限移譲	38-40	コーポレート・ガバナンス
102-20	経済、環境、社会項目に関する役員レベルの責任	14 27-29 38-40 44	環境マネジメントシステム 安全・快適な職場環境づくり コーポレート・ガバナンス リスクマネジメントの推進
102-21	経済、環境、社会項目に関するステークホルダーとの協議	30-31 55	地域社会との共生・対話 ステークホルダーとのコミュニケーション
102-22	最高ガバナンス機関およびその委員会の構成	38-40	コーポレート・ガバナンス
102-23	最高ガバナンス機関の議長	38-40	コーポレート・ガバナンス
102-24	最高ガバナンス機関の指名と選出	38-40	コーポレート・ガバナンス 「コーポレートガバナンス報告書」

一般標準開示項目		掲載頁	掲載項目
102-25	利益相反		「コーポレートガバナンス報告書」
102-26	目的、価値観、戦略の設定における最高ガバナンス機関の役割	1 38-40	SHINKO Way コーポレート・ガバナンス
102-27	最高ガバナンス機関の集会的知見	-	-
102-28	最高ガバナンス機関のパフォーマンスの評価	-	-
102-29	経済、環境、社会へのインパクトの特定とマネジメント	44-48 54	リスクマネジメント 重要性の評価・重要課題の選定
102-30	リスクマネジメント・プロセスの有効性	44-48	リスクマネジメント
102-31	経済、環境、社会項目のレビュー	44-48	リスクマネジメント
102-32	サステナビリティ報告における最高ガバナンス機関の役割	-	-
102-33	重大な懸念事項の伝達	38-39 44-48	コーポレート・ガバナンス体制 リスクマネジメント
102-34	伝達された重大な懸念事項の性質と総数	-	-
102-35	報酬方針	39	役員報酬について 「有価証券報告書 【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
102-36	報酬の決定プロセス	39	役員報酬について 「有価証券報告書 【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
102-37	報酬に関するステークホルダーの関与	39	役員報酬について
102-38	年間報酬総額の比率	-	-
102-39	年間報酬総額比率の増加率	-	-
ステークホルダー・エンゲージメント			
102-40	※ ステークホルダー・グループのリスト	55	ステークホルダーとのコミュニケーション
102-41	※ 団体交渉協定	25-26	労使関係
102-42	※ ステークホルダーの特定および選定	55	ステークホルダーとのコミュニケーション
102-43	※ ステークホルダー・エンゲージメントへのアプローチ方法	54 55	重要性の評価・重要課題の選定 ステークホルダーとのコミュニケーション
102-44	※ 提起された重要な項目および懸念	8-12 54 55	CSR 活動マネジメント 重要性の評価・重要課題の選定 ステークホルダーとのコミュニケーション
報告実務			
102-45	※ 連結財務諸表の対象になっている事業体	2 3	編集方針：対象範囲 新光電気グループ概要
102-46	※ 報告書の内容および項目の該当範囲の確定	54	重要性の評価・重要課題の選定
102-47	※ マテリアルな項目のリスト	54	重要性の評価・重要課題の選定
102-48	※ 情報の再記述	-	※該当なし
102-49	※ 報告における変更	-	※該当なし
102-50	※ 報告期間	2	編集方針：対象期間
102-51	※ 前回発行した報告書の日付	2	編集方針：発行日
102-52	※ 報告サイクル	2	編集方針：発行日
102-53	※ 報告書に関する質問の窓口	2	お問い合わせ先
102-54	※ GRI スタンダードに準拠した報告であることの主張	56-60	GRI スタンダード対照表
102-55	※ GRI 内容索引	56-60	GRI スタンダード対照表
102-56	※ 外部保証	-	※該当なし

2. 特定標準開示項目

■・・・新光電気グループにおける重要課題

特定項目		掲載頁	掲載項目
マネジメント手法			
103-1	※ マテリアルな項目とその該当範囲の説明	1 2 54	SHINKO Way 編集方針：対象範囲 重要性の評価・重要課題の選定
103-2	マネジメント手法とその要素	14 22-23 27-29 33 35-36 43 44-48 54	環境マネジメントシステム 人権尊重への取り組み 安全・快適な職場環境づくり 品質でお客様と社会の信頼を支える 企業の社会的責任に配慮した調達活動 RBA 行動規範への取り組み リスクマネジメント 重要性の評価・重要課題の選定
103-3	マネジメント手法の評価	54	重要性の評価・重要課題の選定
経済			
■経済パフォーマンス			
201-1	創出、分配した直接的経済価値	49	業績・財務情報 「有価証券報告書【経理の状況】」
201-2	気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会	17 44	地球温暖化対策 リスクマネジメントの推進
201-3	確定給付型年金制度の負担、その他の退職金制度		「有価証券報告書【経理の状況】」
201-4	政府から受けた資金援助	-	-
地域経済での存在感			
202-1	地域最低賃金に対する標準新人給与の比率（男女別）	-	-
202-2	地域コミュニティから採用した上級管理職の割合	-	-
■間接的な経済的インパクト			
203-1	インフラ投資および支援サービス	31	青少年育成支援活動
203-2	著しい間接的な経済的インパクト	-	-
調達費行			
204-1	地元サプライヤーへの支出の割合	-	-
腐敗防止			
205-1	腐敗に関するリスク評価を行っている事業所	44	リスクマネジメントの推進
205-2	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	37 41-42	コンプライアンスの徹底 コンプライアンス
205-3	確定した腐敗事例と実施した措置	-	-
反競争的行為			
206-1	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により受けた法的措置		※該当事項なし
環境			
■原材料			
301-1	使用原材料の重量または体積	51-52	環境データ
301-2	使用したリサイクル材料	-	-
301-3	再生利用された製品と梱包材	-	-
■エネルギー			
302-1	組織内のエネルギー消費量	51-52	環境データ
302-2	組織外のエネルギー消費量	51-52	環境データ
302-3	エネルギー原単位	-	-
302-4	エネルギー消費量の削減	-	-
302-5	製品およびサービスのエネルギー必要量の削減	-	-

特定項目		掲載頁	掲載項目
■水			
303-1	水源別の取水量	51-52	環境データ
303-2	取水によって著しい影響を受ける水源	-	-
303-3	リサイクル・リユースした水	18 51-52	水使用量削減活動 環境データ
生物多様性			
304-1	保護地域および保護地域ではないが生物多様性価値の高い地域、もしくはそれらの隣接地域に所有、賃借、管理している事業サイト	-	-
304-2	活動、製品、サービスが生物多様性に与える著しいインパクト	-	-
304-3	生息地の保護・復元	32	環境保全活動・ボランティア活動
304-4	事業の影響を受ける地域に生息するIUCN レッドリストならびに国内保全種リスト対象の生物種	-	-
■大気への排出			
305-1	直接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 1)	17 51-52	地球温暖化対策 環境データ
305-2	間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 2)	17 51-52	地球温暖化対策 環境データ
305-3	その他の間接的な温室効果ガス (GHG) 排出量 (スコープ 3)	-	-
305-4	温室効果ガス (GHG) 排出原単位	17	地球温暖化対策
305-5	温室効果ガス (GHG) 排出量の削減	17	地球温暖化対策
305-6	オゾン層破壊物質 (ODS) の排出量	-	-
305-7	窒素酸化物 (NOx)、硫黄酸化物 (SOx)、およびその他の重大な大気排出物	51-52	環境データ
■排水および廃棄物			
306-1	排水の水質および排出先	51-52	環境データ
306-2	種類別および処分方法別の廃棄物	18-19 51-52	廃棄物対策 環境データ
306-3	重大な漏出	14	環境マネジメントシステム
306-4	有害廃棄物の輸送	18-19	廃棄物対策
306-5	排水や表面流水によって影響を受ける水域	-	-
■環境コンプライアンス			
307-1	環境法規制の違反	14	環境マネジメントシステム
■サプライヤーの環境面のアセスメント			
308-1	環境基準により選定した新規サプライヤー	-	-
308-2	サプライチェーンにおけるマイナスの環境インパクトと実施した措置	35-36 37	企業の社会的責任に配慮した調達活動 グリーン調達活動
社会			
■雇用			
401-1	従業員の新規雇用と離職	50	社員関連データ
401-2	正社員には支給され、非正規社員には支給されない手当	-	-
401-3	育児休暇	50	社員関連データ
■労使関係			
402-1	事業上の変更に関する最低通知期間	-	-
■労働安全衛生			
403-1	正式な労使合同安全衛生委員会への労働者代表の参加	25-26	労使関係
403-2	傷害の種類、業務上傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤および業務上の死亡者数	27-29	安全・快適な職場環境づくり
403-3	疾病の発症率あるいはリスクが高い業務に従事している労働者	-	-
403-4	労働組合との正式協定に含まれている安全衛生条項	25-26	労使関係
■研修と教育			
404-1	従業員一人あたりの年間平均研修時間	25	人材の育成と活用
404-2	従業員スキル向上プログラムおよび移行支援プログラム	24 25	ダイバーシティの尊重 人材の育成と活用
404-3	業績とキャリア開発に関して定期的なレビューを受けている従業員の割合	25	人材の育成と活用

特定項目		掲載頁	掲載項目
■ダイバーシティと機会均等			
405-1	ガバナンス機関および従業員のダイバーシティ	50	社員関連データ 「有価証券報告書 【コーポレート・ガバナンスの状況等】」
405-2	基本給と報酬総額の男女比	-	-
■非差別			
406-1	差別事例と実施した救済措置	22-23	人権尊重への取り組み
■結社の自由と団体交渉			
407-1	結社の自由や団体交渉の権利がリスクにさらされる可能性のある事業所およびサプライヤー	-	-
■児童労働			
408-1	児童労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	22-23 35-36	人権尊重への取り組み 企業の社会的責任に配慮した調達活動
■強制労働			
409-1	強制労働事例に関して著しいリスクがある事業所およびサプライヤー	22-23 35-36	人権尊重への取り組み 企業の社会的責任に配慮した調達活動
保安慣行			
410-1	人権方針や手順について研修を受けた保安要員	-	-
先住民族の権利			
411-1	先住民族の権利を侵害した事例		※該当事項なし
人権アセスメント			
412-1	人権レビューやインパクト評価の対象とした事業所	-	-
412-2	人権方針や手順に関する従業員研修	22-23	人権尊重への取り組み
412-3	人権条項を含むもしくは人権スクリーニングを受けた重要な投資協定および契約	-	-
■地域コミュニティ			
413-1	地域コミュニティとのエンゲージメント、インパクト評価、開発プログラムを実施した事業所	30-31 55	地域社会との共生・対話 ステークホルダーとのコミュニケーション
413-2	地域コミュニティに著しいマイナスのインパクト（顕在的、潜在的）を及ぼす事業所	-	-
■サプライヤーの社会面のアセスメント			
414-1	社会的基準により選定した新規サプライヤー	-	-
414-2	サプライチェーンにおけるマイナスの社会的インパクトと実施した措置	35-36 36	企業の社会的責任に配慮した調達活動 紛争鉱物問題への対応
公共政策			
415-1	政治献金	-	-
顧客の安全衛生			
416-1	製品およびサービスのカテゴリーに対する安全衛生インパクトの評価	33	品質でお客様と社会の信頼を支える
416-2	製品およびサービスの安全衛生インパクトに関する違反事例	-	-
マーケティングとラベリング			
417-1	製品およびサービスの情報とラベリングに関する要求事項	-	-
417-2	製品およびサービスの情報とラベリングに関する違反事例	-	-
417-3	マーケティング・コミュニケーションに関する違反事例	-	-
■顧客プライバシー			
418-1	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して具体化した不服申立	47-48	情報セキュリティ
■社会経済面のコンプライアンス			
419-1	社会経済分野の法規制違反	-	-

